

平成25年 第4回

南関町議会12月定例会会議録

平成25年12月17日開会

平成25年12月20日閉会

1 2 月 1 7 日 (火)

(第 1 日 目)

平成25年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成25年12月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

3番 打越潤一君

4番 鶴地仁君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））

日程第6 議案第73号 南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第74号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第75号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第76号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第77号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第78号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第79号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第80号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第81号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第82号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第83号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

について

日程第17 議案第84号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第18 一般質問について（3名）

① 8 番議員 ② 4 番議員 ③ 1 1 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 井 下 忠 俊 君	2 番 境 田 敏 高 君
3 番 打 越 潤 一 君	4 番 鶴 地 仁 君
5 番 田 口 浩 君	6 番 島 崎 英 樹 君
8 番 山 口 純 子 君	9 番 橋 永 芳 政 君
10 番 唐 杉 純 夫 君	11 番 酒 見 喬 君
12 番 本 田 眞 二 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上 田 数 吉 君	住 民 課 長 菅 原 力 君
副 町 長 本 山 一 男 君	福 祉 課 長 坂 井 智 徳 君
教 育 長 大 里 耕 守 君	経 済 課 長 西 田 裕 幸 君
総 務 課 長 堀 賢 司 君	建 設 課 長 古 澤 平 君
会 計 管 理 者 木 村 浩 二 君	教 育 課 長 大 石 和 幸 君
まちづくり推進課長 大 木 義 隆 君	延 寿 荘 長 福 田 恵 美 子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書 記 橋 本 恵 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

ただいまから、平成25年第4回南関町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番議員、4番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から12月20日までの4日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月20日までの4日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、第57回町村議会議長全国大会についてであります。

本大会は、去る11月13日、NHKホールにて開催されました。

大会では、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する決議など、16項目の決議。東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、5項目の特別決議。東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立などに関する24項目の要望事項を決定し、宣言を採択しました。

内容の詳細につきましては事務局に備え付けてありますので、これを省略します。

報告の第2点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員 井上康幸君、島崎英樹君より、平成25年度8月分、9月分、10月分の出納検査結果及び平成25年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。

内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。総務文教常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） おはようございます。

総務文教常任委員会、唐杉です。委員会調査報告書を申し上げます。

平成25年12月13日、南関町議会議長、本田眞二様。総務文教常任委員長、唐杉純夫。

委員会調査報告書。本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事件、公共施設の有益な管理運営調査のため、指定管理者制度について調査。

2、期間、平成25年3月から平成25年12月まで。

3、方法、先進地の視察。

4、調査の概要、平成18年9月、南関町で初の指定管理者制度が導入されたが、今後もこの制度の活用が予測されるため、公園や温泉施設などに対して順次この制度を取り入れている岡山市の事例を研修した。制度の取り組みとして、ア、指定管理者の選定方法、原則として、公募による方式。イ、公募にあたっては、施設所管課が所属機関である「指定管理候補者選定委員会」に諮り、その答申を得た上で、市長、副市長他関係局長が委員となっている「公の施設の管理等に関する検討委員会」により決定することになっている。ウ、指定管理者制度で最も期待している点は、民間事業者等によるサービスの充実やノウハウの活用が期待できること、独立採算で指定管理料なしでの運営を期待したい。エ、委託料の選定基準に当たっては、それぞれに収益性の違いがあるので、施設の状況を踏まえつつ、当該施設の所管課と財政課が協議のうえ、算出している。オ、指定管理の契約については、市の要望事項を仕様書に明記している。募集要項に、当市の要望内容を記載して、指定管理者を募っています。などの内容について、研修することができたけれども、帰熊後の反省会、その後の調査等により指定管理者制度について、今後、留意すべき点をとりまとめたので次のとおり報告します。

①管理運営経費の削減により、施設を所有する公共団体の負担の軽減に目を奪われがちであるが、サービスの向上、利便性の向上をおろそかにするといった質の低下は絶対にあってはならない。運営費用と職員数の削減といった行政改革の面だけが着目されがち。

②民間のノウハウ、実力が十分に発揮できるよう、指定管理料、指定管理料以外

の負担割合、人材育成や設備投資を十分考慮した指定期間、指定管理者の選択方法といったことについて、慎重な取り組みが大切である。

③指定期間については、十分な検討が必要である。短期間であれば、正規職員の雇用を妨げ、人材育成が困難となる。設備投資や運営面での長期的計画も阻害することとなり、客足が遠のく負の連鎖を招くこととなる。

④定期的な収支の報告会、運営協議会、第三者機関による監査、指定した側からの頻繁な訪問といった監督が必要である。

⑤指定管理者制度が適用できる施設として、現在検討中のうから館のほかに、B & Gのプールと体育館、農就センター、公園、図書館といった施設が考えられるが、指定管理者としては、地域の法人、公益法人、NPOが考えられる。

⑥今後、指定管理者制度の拡充を望む場合、施設の防火管理、運営や指導資格者といった専門知識の資格者が求められることも念頭に置くべきである。

⑦雇用の場合の確保、地域の活性化といった面からも、今後、指定管理者の育成にも取り組む必要があると思われる。

以上、主な点を列記しましたが、今後も種々の取り組みを調査、参考にしながら、当町の指定管理者制度の確立を目指すべきであるとして報告いたします。

以上でございます。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託し、その他は配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますのでこれを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

平成25年12月定例議会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今年も残すところ2週間となり、本年最後の議会となりましたが、第15期議会といたしましても、今回の最後の議会であります。これまで、議員の皆様には南関町の発展のために、町政への提言、提案、事業執行の施政方針等にあらゆる問題、課題に真剣に論議を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成25年を振り返ってみますと、全国的には伊豆大島町の台風による土石流災害など、局地的な大きな災害に見舞われ、多くの人命や財産に大きな被害をもたらしました。本町では、幸いにも被害はありませんでしたが、いつ何どき、災害に見舞われるか、予測もつかない状況であると思います。

次に、町政につきまして、3月に大牟田市と有明圏域定住自立圏形成協定を締結

し、10月には定住自立圏共生ビジョンを策定いたしました。今後は、福祉、教育、産業振興、道路整備、防災、防犯など、様々な政策分野において相互に連携し、役割分担のもと、圏域の活性化のため取り組んでまいります。

また、第1保育園につきましては、存続の希望もありましたが、行政改革大綱に基づき、3月末をもって廃園としたところでございます。

次に、産業廃棄物管理最終処分場につきましては、熊本県環境整備事業団が8月に工事着工し、平成27年秋の開業を目指しているところでございます。

さらには、中山間総合整備事業におきまして、南関西、東地区にも順調に整備が進んでいるところでございます。

このように、事業に取り組むことができましたことは、議員の皆様のご理解とご協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。

次に、本定例議会に提案しております議案につきまして、専決処分報告及び承認を求める議案のほか、条例の一部を改正する条例が、南関町介護保険条例等の一部改正する条例の制定について、ほか2件を提案しております。

次に、平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）でございしますが、6,140万4,000円を追加してるところです。特に、町長選挙長、町議会一般選挙費につきましては、同日に実施することになりましたために、予算の組み替えを行っております。

次に、総合文化福祉センターのリニューアルに伴う経費として2,287万1,000円を追加しております。

次に、地域振興対策といたしまして、米田公民館建設助成金として3,866万4,000円の追加をしているところでございます。特別会計の補正予算は、南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のほか6件を提案しております。

次に、南関町過疎地域自立促進計画の変更についての議案を提案しております。

以上、提案13件を提案しておりますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第5、議案第72号から日程第17、議案第84号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第72号から日程第17、議案第84号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- 日程第 5 議案第 7 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成 2 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号))
- 日程第 6 議案第 7 3 号 南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 7 議案第 7 4 号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 5 号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 9 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度南関町一般会計補正予算 (第 3 号) につい
て
- 日程第 1 0 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算 (第
2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 1 2 議案第 7 9 号 平成 2 5 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算 (第
3 号) について
- 日程第 1 3 議案第 8 0 号 平成 2 5 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 3 号) について
- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予
算 (第 2 号) について
- 日程第 1 5 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 1 6 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第
2 号) について
- 日程第 1 7 議案第 8 4 号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長 (本田眞二君) 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長 (松本 寛君) [議案名朗読]

○議長 (本田眞二君) 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (本田眞二君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第72号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）において、熊本県簡易水道協会からの水道技術管理者資格取得講習会にかかる研修助成金の歳入に際し、6款、諸収入に雑入としての歳入項目を設けていなかったため、地方自治法第179条の第1項の規定により次のとおり専決処分をいたしましたので、これを報告いたします。

歳入、6款、諸収入に新たに2項、雑入を設け、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ604万7,000円とするものでございます。

予算書の2ページをお開きください。

6款、諸収入に新たに2項、雑入を設け、10万円を追加し、諸収入を10万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

4款、予備費は1項、予備費に10万円を追加して30万円とするものでございます。

6ページ。歳入の内容は、熊本県簡易水道協会からの水道技術管理者資格取得講習会にかかる研修助成金であります。

7ページ。この研修の歳出財源として、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の研修負担金に一般財源を充てておりましたので、10万円を特定財源に組み替えております。

以上、報告いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第73号議案、南関町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容についてご説明いたします。

平成25年度税制改革によりまして、国税では延滞金等について、現在の低金利状況に合わせて引き下げられたことにより、地方税についても同様の見直しが行われました。今回の条例改正は、延滞金等の利率の見直しにより南関町介護保険条例ほか7件の条例を一括して改正を行うものでございます。

現在、延滞金については本則で14.6%、納期限後1カ月以内であれば年7.3%と定めています。ここで当分の間、年14.6%の割合を特例基準に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合は特例基準割合に年1%の割合を加算した

割合とするものでございます。

次に、次ページをお開きください。

第1条及び第2条、南関町介護保険条例及び南関町後期高齢者医療に関する条例は、附則の条中、特例部分を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

第3条及び第4条は、南関町下水道条例及び南関町浄化槽の設置及び管理に関する条例は、新たに附則を追加し特例を定めるものでございます。

また、第5条で南関町税外収入金にかかる特例手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例は、延滞金の率を地方自治法第231条の3第3項の規定に従って税条例の例により定めることとしたものでございます。

次に、第6条、第7条及び第8条は、南関町産業振興等奨励金交付に関する条例、南関町道路占用料条例及び南関町法定外公共物管理条例の改正は、南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の改正を準用する規定として、条例を整理したものでございます。なお本条例の施行は、平成26年1月1日としています。

以上で提案説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） おはようございます。

第74号議案、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由と内容につきましてご説明申し上げます。

まず提案の理由といたしまして今回の改正については、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に交付され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことによるもので、この改正の内容につきましては平成28年1月1日から施行されるものとなっておりますが、一部はそれ以降の施行となります。また本年9月定例議会において、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例が制定されたことにより関連する条例の字句等の一部改正が必要となったためでございます。

次に内容についてでございますが、議案書を1枚開いていただきまして、まず、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについてですが、一つは納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする政令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等が行われたこと。二つ目は、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額年税額の2

分の1に相当する額にするという仮特別徴収税額の算定方法の見直しにより、改正されたものであります。税条例の改正箇所としましては、第47条の2、第47条の5であります。この改正につきましては平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用するのであります。

次に、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例が制定されたことにより施設の名称が「南関町総合文化福祉センター」から「南関町南の関うから館」に変更されたことによりまして、入湯税関係の条文の字句等の変更を行ったものです。税条例の改正箇所としましては第142条及び第143条であります。この改正につきましては平成26年4月1日から適用するものであります。

次に、ふるさと寄附金にかかる寄附金税額控除の見直しについてですが、地方公共団体にふるさと寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっておりますが、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金にかかる特別控除額の見直しを行うこととなったための改正でございます。税条例の改正箇所としましては附則第7条の4であります。

次に、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備に伴う法改正により改正を行っております。税条例の改正箇所としましては、附則第16条の3であります。

議案書の裏面を開いていただきまして、次に株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等の分離課税に改組したことに伴う法改正により改正を行っております。税条例の改正箇所としましては、附則第19条であります。また、この附則第19条の上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い旧附則第19条の2を削除し、新たに附則第19条の2を新設しております。また、旧附則第19条の4から旧附則第19条の6及び旧附則第20条の規定を削除し、旧附則第20条の2を附則第20条に繰り上げ、旧附則第20条の3の規定を削除し、旧附則第20条の4を法改正に合わせて条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正を行うとともに、附則第20条の2に繰り上げ、旧附則第20条の5の規定を削除するものであります。

以上で、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第75号議案、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定について、提案の理由と内容について説明をいたします。

まず提案の理由といたしまして、今回の改正は地方税法の一部改正に伴い行うものであります。

次に内容についてでございますが、議案書を1枚開いていただきまして、まず附則第3項では、地方税法の改正に伴う改正として、本文方式の廃止に伴う規定の整備として、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正を行っております。

次に、附則第6項についてですが、これも附則第3項同様に法改正に伴う改正として、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う改正を行っております。

次に、附則第7項についてですが、これは上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、旧附則第7項から旧附則第9項までを削除し、新しく設けたものであります。旧附則第10項につきましては、旧附則第8項、旧附則第9項を削除したことにより、附則第8項に繰り上げを行っております。旧附則第11項につきましては、削除しております。旧附則第12項、旧附則第13項につきましては、それぞれ附則第9項、附則第10項に繰り上げを行っております。旧附則第14項につきましては、法改正に伴う改正として、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正を行い、附則第11項に繰り上げを行っております。また、旧附則第15項を附則第12項に繰り上げ、旧附則第16項を削除しております。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第76号議案、平成25年度南関町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,488万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

14款の国庫支出金でございます。1項国庫支出金につきましては576万7,000円を追加し、3億1,637万円とするものでございます。2項の国庫補助金5,293万円を追加し、3億9,643万9,000円とするものでございます。

15 款の県支出金 1 項の県負担金 1 4 2 万 5, 0 0 0 を追加し、1 億 9, 4 6 3 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。2 項の県補助金 1 2 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 3, 5 3 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。3 項の県委託金、9 万 6, 0 0 0 円を減額しまして、2, 2 3 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。1 8 款繰入金 1 項の基金繰入金 4, 0 2 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、2 億 4, 8 1 5 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。2 0 款諸収入 4 項の雑入 9 9 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、3, 5 7 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。2 1 款の町債 1 項の町債でございます。5, 0 0 0 万円を減額し、8 億 1 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。歳入合計 5 7 億 6, 3 4 7 万 8, 0 0 0 円に 6, 1 4 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 8 億 2, 4 8 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、3 ページの歳出でございます。

2 款の総務費 1 項の総務管理費 1 6 6 万 1, 0 0 0 円を追加し、5 億 4, 5 5 5 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。2 項の徴税費 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、1 億 4 0 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。3 項の戸籍住民基本台帳費 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、2, 6 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。4 項の選挙費 3 9 4 万円を減額し、2, 2 2 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。5 項の統計調査費 5, 0 0 0 円を追加し、5 1 6 万円とするものでございます。3 款の民生費 1 項の社会福祉費 3, 5 5 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、1 2 億 3, 8 3 4 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。2 項の児童福祉費 8 2 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、4 億 8 5 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。4 款の衛生費 1 項の保健衛生費 8 4 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、5 億 9, 2 8 3 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。2 項の清掃費 4 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、2 億 1, 5 7 4 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。5 款の農林水産業費 1 項の農業費 1 4 7 万円を追加し、2 億 9, 9 9 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。2 項の林業費 1 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、1, 3 5 6 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。6 款の商工費 1 項の商工費 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、7, 5 0 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。7 款の土木費 1 項の土木管理費 9 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、6, 6 9 9 万円とするものでございます。2 項の道路橋梁費 5 0 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、5 億 3, 6 8 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。4 項の住宅費 5 8 万 7, 0 0 0 円を追加し、3, 0 2 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。5 項の下水道費 1 6 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、1 億 1 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。6 項の浄化槽整備推進事業費 7 万 8, 0 0 0 円を減額し、2, 5 4 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。8 款の消防費 1 項の消防費 1 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、2 億 1, 3 5 1 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。9 款の教育費 1 項の教

育総務費2万3,000円を追加し、5,163万7,000円とするものがございます。3項の中学校費46万3,000円を追加し、4,045万9,000円とするものがございます。4項の社会教育費9万円を追加し、1億963万2,000円とするものがございます。5項の保健体育費5万1,000円を追加し、6,481万3,000円とするものがございます。11款の公債費1項の公債費でございます、11万7,000円を減額し、5億7,358万3,000円とするものがございます。12款予備費1項の予備費76万8,000円を減額し、879万1,000円とするものがございます。歳出合計57億6,347万8,000円に対しまして、6,140万4,000円を追加し、58億2,488万2,000円とするものがございます。

次に、5ページの繰越明許費でございます。

2款の総務費1項の総務管理費、事業名はまちづくり推進事業費、1,844万6,000円は、宅地分譲事業の給排水工事の分でございます。3款の民生費2項の児童福祉事業378万円は、子ども・子育て支援計画策定に伴う委託料の分でございます。4款の衛生費1項の保健衛生費、事業名は地域振興対策事業、2億256万5,000円でございます。これは、米田鬼王線の工事他5件分でございます。7款の土木費2項の道路改良費、事業名、道路新設改良事業につきましては、2億9,729万6,000円でございます。これは、大西桜原線改良工事他7件分の繰越明許でございます。

次に6ページをお開きください。第3表の地方債の補正でございます。補正前が3億4,950万円、補正後5,000万円を減額しまして2億9,950万円とするものがございます。

次に9ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節の社会福祉費国庫負担金で404万9,000円を追加しております。障害者医療費国庫負担金、これは厚生医療の給付事業の分でございます。それから障害児施設措置費国庫負担金248万7,000円、これは障害児の通所支援事業費でございます。次に3節の児童福祉費国庫負担金171万8,000円を追加しております。保育所運営費国庫負担金の部分でございます。次に14款の国庫支出金2項の国庫補助金1目の総務費国庫補助金で、5,293万円を追加しております。これは、地域の元気臨時交付金でございます。地域の臨時交付金総額が9,948万6,000円の交付金が確定しました。このうち、繰越事業に4,559万6,000円を見込んでおりまして、その残りを歳入で計上しているところでございます。次に、15款の県支出金で

ざいます。1目の民生費県負担金1節の社会福祉費県負担金で202万4,000円、これは先ほど国庫負担金の中にもありましたとおり障害者医療費負担金、障害者施設費の県負担金でございます。

次に、10ページをお開きください。

18款の繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金3,600万円を繰り入れます。財政調整基金から3,600万円を繰り入れます。基金の取り崩し後の基金額を申し上げます。財政調整基金の基金額、補正後の金額は9億9,337万5,000円となります。次に、ふるさとづくり基金繰入金で422万1,000円を繰り入れます。基金取り崩し後の基金額は、11億803万4,000円となります。

続きまして20款の諸収入でございます。過年度収入576万7,000円を追加しております。児童手当国庫負担金、児童手当県費負担金でございます。それから21款の町債でございます。土木費で道路橋梁費5,000万円を減額しているところでございます。

続きまして12ページをお開きください。

2款の総務費の一般管理費の中でご説明しますのは19節の負担金、補助及び交付金でございます。退職手当特別負担金で536万7,000円を追加しております。退職者1名分の負担金でございます。7目の企画費19節の負担金、補助及び交付金では315万1,000円を追加しております。地方バス運行等特別対策費の補助金でございます。利用者の減少及び燃料費等のコスト増に伴うものでございます。続きましてその12ページの一番下の行ですけど16目のまちづくり推進事業費でございます。15節の工事請負費582万4,000円を追加しております。これは施設工事費、排水工事に伴うものでございます。宅地分譲事業の排水工事に伴うものでございます。設計変更によって増額したものでございます。

続きまして13ページの28節の繰出金1,000万円減額しております。宅地分譲事業特別会計繰出金の減額でございます。

続きまして14ページをお開きください。

町議会議員一般選挙全額を減額しております。13ページのですね町長選挙費の全額の減額、それから14ページの町議会議員一般選挙前の全額の減額。これは、新たに町長と町議会議員一般選挙費として予算を組み替えております。総額861万2,000円の補正でございます。

続きまして16ページをお開きください。

3款の民生費1目の社会福祉総務費でございます。20節の扶助費810万1,000円を追加しております。厚生医療給付事業それから障害児通所支援給付費で

ございます。

次に17ページの3目の養護老人ホーム費でございます。11節の需用費修繕費に155万4,000円を追加しております。床暖房用の給湯器の取り替えの修繕でございます。それから同じページの11目の総合文化福祉センター費でございます。2,348万8,000円を追加しております。リニューアルに伴うものでございます。11節の需用費消耗品費に163万5,000円、修繕費に855万円、それから13節の委託料で355万8,000円、それから15節の工事請負費に779万4,000円、それから18節の備品購入費に123万9,000円を補正しているところでございます。

続きまして18ページをお開きください。

3款の民生費1目の児童福祉総務費でございます。委託料13節の委託料で、子ども子育て支援計画策定業務委託料で378万円を補正しているところでございます。それから20節の扶助費521万7,000円を追加しております。保育所運営費広域保育の増に伴うものでございます。それから4款の衛生費でございます。11目の地域振興対策費19節の負担金、補助及び交付金3,866万4,000円を追加しております。公民館建設等の助成金でございます。主に米田区のレクリエーション広場整備設計変更に伴う増によるものでございます。

次に、19ページの25節積立金3,066万7,000円を減額しております。これは地域振興対策の基金積立金の減額でございます。

続きまして21ページをお開きください。

7款の土木費でございます。3節の道路新設改良費17節の公有財産購入費で373万1,000円を追加しております。これは、用地費でございます冷水線、巖・今線、大場中通線でございます。22節の補償、補填及び賠償金では、113万2,000円を追加しております。

次に22ページをお開きください。8款の消防費でございます。3目の消防施設費で、施設整備工事費で88万1,000円を追加しております。格納庫建設に伴う増の分でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。途中誤った数字を申し上げまして大変申し訳ありませんでした。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第77号議案、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,637万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款繰入金1項の他会計繰入金でございます。7,000円を追加し7,196万9,000円とするものでございます。

続きまして2項の基金繰入金5,000万円を追加し1億2,000万円とするものでございます。

歳入合計5,000万7,000円を追加し15億2,637万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費の1項総務管理費に7,000円を追加いたしまして、427万円とするものでございます。

続きまして2款保険給付費でございます。1項の療養諸費3,580万円を追加し9億1,201万2,000円とするものでございます。

2項高額療養費1,140万円を追加し1億3,499万円とするものでございます。

続きまして3款後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金等に2,000円を追加し1億6,194万1,000円とするものでございます。

4款前期高齢者納付金等でございます。1項の前期高齢者納付金等に5万4,000円を追加し15万3,000円とするものでございます。

8款保健事業費1項の特定健康診査等事業費に3万5,000円を減額し1,007万9,000円とするものでございます。

12款予備費でございます。予備費として277万9,000円を追加し1,123万3,000円とし、歳出合計5,000万7,000円を追加し15億2,637万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款1項1目一般会計繰入金といたしまして2節一般会計の繰入金、事務費の繰入金として7,000円を増額するものでございます。

9款2項1目基金繰入金といたしまして1節の基金繰入金、介護保険給付費の財源分として5,000万円を追加するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中ほどの2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節負担金といたしまして、一般被保険者の療養給付費として3,580万円を追加するものでございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費といたしまして19節負担金といたしまして1,000万円を追加するものでございます。

同じく2目退職被保険者等の高額療養費といたしまして19節負担金といたしまして140万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページの8款1項1目、特定健康診査等事業費でございます。11の需用費印刷製本費を3万5,000円減額するものでございます。

12款1項1目予備費でございます。予算調整といたしまして、277万9,000円を増額するものでございます。

以上でご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第78号議案、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万1,000円を追加し、それぞれの総額を1億3,776万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

2款繰入金は1項一般会計繰入金に168万1,000円を追加して1億13万5,000円とするものでございます。

4款町債は1項町債に190万円を追加して190万円とするものでございます。

3ページ歳出でございます。

1款総務費は1項総務管理費に139万4,000円を追加して5,480万4,000円とするものでございます。

2款事業費は1項公共下水道事業費を218万7,000円増額して、704万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2款繰入金の一般会計繰入金を168万1,000円追加するものでございます。

また4款の町債につきましては190万円を追加するのでございます。

7ページは歳出でございます。

1款総務費に1項総務管理費1目一般管理費27節公課費を139万4,000円増額するもので、下水道事業に係る消費税の中間納税額として不足分を追加するものでございます。

また2款事業費は1項公共下水道事業費1目公共下水道建設費15節工事請負費に、関町の宅地造成に伴います下水道整備工事218万7,000円を追加するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたのでこれを続行します。

福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第79号議案、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,994万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金23万6,000円を追加し2億1,690万7,000円とするものでございます。

2項国庫補助金といたしまして11万7,000円を追加し1億2,535万1,000円とするものでございます。

4款支払い基金交付金1項支払基金交付金といたしまして34万3,000円を追加し3億5,829万9,000円とするものでございます。

5款県支出金1項県負担金でございます。14万7,000円を追加し1億7,690万1,000円を追加するものとしてございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金といたしまして184万7,000円を追加し1億7,600万1,000円とするものでございます。

歳入合計 269 万円を追加し 13 億 4,994 万 7,000 円とするものでございます。

3 ページの歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 170 万円を追加し 335 万 3,000 円とするものでございます。

2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費でございます。118 万 3,000 円を追加し 7,853 万 5,000 円とするものでございます。

8 款予備費 1 項予備費でございます。19 万 3,000 円を減額し 7,936 万 5,000 円とし、歳出合計 269 万円を増額し 13 億 4,994 万 7,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金でございます。1 節の現年度分といたしまして、23 万 6,000 円を増額するものでございます。これは、給付費に伴います 118 万 3,000 円の 20% 分でございます。

3 款 2 項 1 目調整交付金でございます。11 万 7,000 円を増額するものでございます。先ほどの事業費に伴います交付割合によります歳入でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金でございます。1 節の現年度分として 34 万 3,000 円を追加するものでございます。事業費に伴います 29% の歳入でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金でございます。1 節の現年度分といたしまして 14 万 7,000 円を追加するものでございます。これは事業費に伴います 12.5% の歳入でございます。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金でございます。1 節の介護給付費繰入金といたしまして 14 万 7,000 円を増額するものでございます。これにつきましては事業費の 12.5% の歳入でございます。

続きまして 4 目一般会計繰入金でございます。

1 節の一般会計繰入金といたしまして、日常生活圏のニーズ調査事業費委託料分といたしまして 170 万円を増額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。13 節委託料日常生活圏ニーズ調査業務委託料としまして 170 万円を追加するものでございます。

2 款 2 項 7 目地域密着型介護予防サービス給付費でございます。19 節負担金と

いたしまして、介護予防のサービス給付費によります118万3,000円を追加するものでございます。

8款1項1目予備費でございます。予備費として19万3,000円を減額するものでございます。

以上でご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 第80号議案、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

款項の調整によります歳出予算の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項施設管理費として147万2,000円を減額し1億6,380万8,000円とするものでございます。

続きまして2款2項施設介護サービス事業費として35万円を追加し、2,130万1,000円とするものでございます。

4款1項予備費として、予算調整といたしまして、112万2,000円を追加し、歳出総額を2億7,887万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

歳出の部ですが1款1項1目一般管理費7節賃金を170万4,000円減額し、同じく13節委託料を22万7,000円追加するものでございます。これは臨時職員退職等による予算の調整でございます。

また2款2項1目施設介護サービス事業費11節需用費を35万円、電気料でございますが追加するものでございます。

次に4款1項1目予備費ですけれども112万2,000円を追加して予算調整をするものでございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（古澤平君） 第81号議案、南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万円を追加し、それぞれ総額を1億4万2,

000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

5款繰入金1項一般会計繰入金を7万8,000円減額して2,541万3,000円とするものでございます。

また7款諸収入2項雑入は23万8,000円を追加し23万9,000円とするものでございます。

3ページ歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費に16万円を追加し3,182万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

5款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金を7万8,000円減額し、7款諸収入2項雑入2目雑入に浄化槽整備推進事業に係る消費税の還付金として23万8,000円を追加するものでございます。

7ページは歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費に浄化槽の修理費として16万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第82号議案、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,702万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金194万3,000円を減額し5,259万8,000円とするものでございます。

5款諸収入4項雑入でございます。12万3,000円を追加し12万4,000円とするものでございます。

歳入合計182万円を減額し1億2,702万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金に194万3,000円を減額し1億2,621万円とするものでございます。

4款予備費1項の予備費でございます。12万3,000円を追加し35万7,000円とするものでございます。

歳出合計182万円を減額し1億2,702万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金1節の保険基盤安定繰入金といたしまして、通知によります194万3,000円を減額するものでございます。

5款4項3目雑入でございます。1節の雑入といたしまして12万3,000円を追加するものでございます。これは負担金の返還金でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金といたしまして、通知によりまして194万3,000円を減額するものでございます。

4款1項1目予備費でございます。12万3,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 第83号議案、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000万円減額し、それぞれ総額を5,673万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

2款繰入金は1項一般会計繰入金を1,000万円減額して5,673万6,000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款事業費は1項宅地分譲事業費及び歳出合計を1,000万円減額して、5,673万6,000円とするものでございます。

4 ページは繰越明許費でございます。

造成工事費のうち2,519万2,000円を繰り越すことといたしております。土地分筆の手続きに時間を要しており、工期確保のために繰り越すものでございます。

7 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。

2 款繰入金の1 項1 目一般会計繰入金を1,000万円減額するものでございます。

8 ページは歳出でございます。

1 款事業費については1 項1 目宅地分譲事業費の1 5 節工事請負費を1,000万円減額するものでございます。

造成工事の実施設計に伴う減額でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第84号議案、南関町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由及び内容について説明いたします。

南関町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法により平成22年度から平成27年度まで6年間の計画を策定しているところでございます。過疎計画を変更する場合はあらかじめ熊本県と協議をする必要がありますので、平成25年7月31日付で熊本県と変更協議を行い9月20日に熊本県から特に意見がないとの回答があったところでございます。また過疎計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定により議会の議決が必要でありますので提案するものでございます。

別紙をお開きください。

別紙様式1の過疎地域自立促進市町村計画の変更の部分でございます。今回変更する部分は、区分、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目でございます。その中で町道道路につきまして、前原南線新設、それから、横峰・草村線改良それから米田・鬼王線新設改良の3本の追加でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第18 一般質問について

○議長（本田眞二君） 日程第18、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので順次質問を許します。

8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（山口純子君） おはようございます。8番議員の山口です。

ただ今より一般質問を行わせていただきます。本年度最後また本議会最後の質問となります。

近年、社会状況や環境の急激な変化や、様々な家庭環境で思われます児童虐待が増加しているように思われます。新聞、テレビ等の報道においても、連日連夜もあつたように思います。核家族、母子、父子家族の増加で、子育てに悩み、経済的な問題も重なり、思うような育児ができない家庭も多くなっていると報道されております。このことが、すべて直接的な児童虐待の原因ではないと思いますが、安心して心豊かに子育てができない環境が増えているのも、虐待増加の一因だと思います。

さて、町内で様々な取り組みがなされていると思いますが、全国的な事例はもとより、町内でも1件の児童虐待が出ないよう、南関町総体で取り組まなければならないと思います。

そこで、次の質問をいたします。

児童虐待の現状と課題と防止について。1つ、町内における児童虐待の認知の件数は何件か。2つ目、児童虐待事例に関し、町と児童相談所の役割分担、また取り組みについてお尋ねします。3、夜間、休日相談体制の有無と内容について尋ねます。4つ目として、住民登録はあるが、居住実態がない家庭で居住実態の把握はどうしているか。また、住民登録はないが、町内に住居実態がある家庭はどのような対応を町ではしておりますか。お尋ねします。5、1歳児、3歳児健診等を受けていない子どもたちへの対応はどうなっていますか。お尋ねします。6、児童虐待防止に寄与することも期待されていますが、スクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーの配置状況はどうなっておりますか。お尋ねします。

次に、県道大牟田・植木線、上坂下三叉路の県道の進捗状態についてお聞きいたします。

1つ目、現在、坂下三つ角の改良工事が行われておりますが、早急にしないと交通事故等が心配されます。早期に工事を完了する必要があると思います。どうでしょうか。

あとの質問は、自席にて行います。

○議長（本田眞二君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、8番、山口議員の、児童虐待の現状と課題と防止についての質問に、お答えいたします。

児童虐待の現状と課題と防止につきましては、平成12年、児童虐待の防止に関する法律が制定され、同法の目的として、児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童虐待の防止等に関する施策を推進する旨を明記しています。しかし、現状として、核家族化の進行、地域社会の変化等を背景として、子どもの養育能力の不足した家庭や、社会から孤立した家庭の増加などの理由から、相談対応件数は増加の傾向にあります。

町では、平成24年度において、児童虐待、育児放棄等に関する11件の相談対応を行っております。今後、さらに虐待を防止するために、必要な広報、その他の啓発活動に努めるとともに、児童相談所などの関係機関による南関町地域虐待防止対策連絡協議会を設立し、虐待の防止と早期発見、早期対応を図っているところでございます。

次に、県道大牟田・植木線、上坂下三叉路の県道の進捗状況の質問に、お答えいたします。

現在、県道大牟田・植木線の坂下三つ角付近の交差点改良工事につきましては、平成24年度までに全ての関係用地の買収及び補償交渉、契約を完了し、今年度中には工事予定地内の建物の解体を完了し、来年度早々に発注する予定となっております。工事期間は、約6カ月を予定しております。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 8番、山口議員のお尋ね、1番目の児童虐待の現状と課題と防止についてということで、お尋ねの、特に6番目に挙げられた、児童虐待防止に寄与することも期待されているスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーの配置状況はどうなっているかというお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

熊本県では、スクールカウンセラー制度についてはですね、比較的早い段階から学校教育現場に配置されてきました。南関町では、ちょうど私が南関中学校長をしていました平成13年度、校舎2階の図書室隣をカウンセラールームとして設けて、熊本市の臨床心理士でしたけど、初代のカウンセラーとして来ていただいた経緯があります。一般的に、学校教育を受けさせる義務責任も保護者は果たさなければなりませんけれども、子どもの厳しい心理的な状況、あるいは親の、教育を受けさせる義務への考えの多様化というか、そういう問題が最近、いろんな課題にな

って現れております。直接、児童虐待ということではありませんけれども、児童生徒を取り巻いている相談機関としてのスクールカウンセラー制度が現在進行中です。ところが、このスクールカウンセラーは、拠点校を設けられましてですね、現在は南関中は課題が大きくはありませんので、今日では菊水中を今年度です、今年度は菊水中を拠点校として、南関中は対象校という名前で、両校を見ていただくという体制になっております。必要状況が深刻化しないことを願ってはいるわけですが、このようなことで、玉名管内の相談体制をつくっていただくようなシステムになっているわけです。

一方、スクールソーシャルワーカーというのは、SSWと略称されていますけれども、平成20年度からですね、スクールカウンセラーの業務は、どちらかと言いますと児童生徒や、学校の相談相手というのに対して、スクールソーシャルワーカーは、家庭の保護者の課題を解決するというので、家庭に入り込んで、そういう相談事業を進めていただくシステムになっております。管内では、玉名教育事務所にその役目を持った方が2人配置されているわけですが、今年度、南関中学校、あるいは町内の小学校では、このいずれも、まだお願いをして、相談に乗ってもらうという事例まで発展してはおりません。最近、全く問題がないということじゃありませんし、今後も教育事務所のほうに常駐されているスクールソーシャルワーカー、あるいは近隣小中学校が共同で活用するスクールカウンセラー、両者とも、課題に応じて今後、要請はしていかなければならないという体制であります。

以上、お答えしまして、あとは自席にてお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかに補足はありますか。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい。8番議員、山口議員さんのご質問ですが、①から⑤につきまして、一応、概略的なご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、町内における虐待の認知の件数は何件かということでございますけれども、これにつきましては、一応、虐待という、通告という数字ではないということで、あらかじめおことわりをさせていただきたいと思っております。

一応、虐待につきましては、今まで児童相談所等に通告という制度でございましたけれども、一応、二重構造と言いますか、児童相談所、それから市町村がその通告をまず第一に受けるというような制度になった関係で、虐待の恐れがあるというようなご相談が町のほうに現在では直接入ってきます。その関係で、町長答弁にもありましたように、平成24年度におきましては11件という一応相談の対応をいたしております。

また、2番の虐待事例に関し、町と児童相談所の役割等についてのお尋ねでございますけれども、町につきましては、まず相談の第一の窓口、それから要保護児童

の通告を受けたときに、それに対応する事務、それから当該児童のまず子どもの安全を確認し、状況を把握するというような役割がございます。また、町ということで、福祉事務所が県のほうに位置しますので、県の福祉事務所と連携を図るようになっております。また、児童相談所につきましては、一応、熊本県の場合は3相談所がありますけれども、一応、南関町の場合につきましては、中央児童相談所に窓口が該当いたしますので、そちらの児童相談所のほうにつきましては、市町村への支援、それから、どうしても保護をする必要があるというときには一時保護、それから、生活等の拠点を自宅から施設に移すというような、そういった施設措置、そういった役割があるところでございます。

また、取り組みにつきましては、町長答弁にもありましたように、南関町地域虐待防止連絡協議会設置要項を制定しまして、関係機関と連携いたしまして、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

また、最終的に、その虐待が治まったという認識があった場合でも、関係機関との協力により、その後も見守りを行っていくという取り組みをいたしているところでございます。

それから、③の、夜間の体制はどうかということでございますけれども、夜間につきましては、南関町では宿直の制度があります。そのために、宿直のほうに、役場のほうに連絡がありますと、宿直から担当課、それから職員という形で連絡体制をとっております。また、休日につきましては、日直の勤務制度がありますので、日直のほうから担当課のほうに連絡が入り、ケースによって、それぞれ担当係のほうに連絡を取る体制をとっております。

それから、児童相談所の全国共通ダイヤルというのがございますので、そういったパンフレットが策定されております。一応、その策定のパンフレットにつきましては、こういった形のA4版の裏表のパンフレットでございますけれども、こういったパンフレットを一応全戸に、24年度につきましては全戸に配布をさせていただきました。

また、関係各機関、当然、役場はもとよりですけれども、保健センター、診療所、図書館、そういったところに一応掲示をいたしまして、できるだけ直接専門の相談ができるようにという形で、一応、取り組みをいたしておるところでございます。

それから、④番目の、住民登録があり、実態がない、また住民登録はないが実態があるということでございますけれども、なかなか個人のいろんな事情があるということで、把握が難しいのが現状であるかと思えます。しかしながら、各地区に民生委員さんと区長さん方が、行政区の中に詳しい方がおられます。そういう方のご協力をいただいて、情報というか、内容等を報告していただきます場合もございま

す。そういう場合につきましては、訪問家庭を、世帯を訪問いたしまして、実態把握に努めているところでございます。

それから、⑤番目の、1歳児、3歳児健診等の対応でございますけれども、一応、未受診者ということで、その対応につきましては、連絡、それから別の日の健診の日程調整、どうしても受診をされていないところにつきましては、家庭訪問を保健師がしているところでございます。一応、未受診者ということですが、一応、今年度につきましては、1名の方が指定した日にちに来られなかったということで、その理由につきましては、ちょうど風邪等で受診できなかったということで、別の日程調整をいたしまして、受診をしていただいたところでございます。

①から⑤番までのご質問にお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 私のほうからは、県道大牟田・植木線の坂下三つ角の県道の進捗状況についてということで、先ほど町長がお答えいたしましたように、工事の予定につきましては、今年度中に建物解体、それから来年度早々に工事に入るところで今話が進んでおります。ただ、現時点の交差点の状況につきましては、三つ角より植木方面と玉名方面の県道には歩道がありません。特に、県道方面からの県道の路側帯は、極端に狭い状況でございます。植木方面から中学校へ通学するためには、交差点から既に整備が済んでおります歩道へ乗り上げていく必要がありますが、自転車で歩道に乗り上げるには段差がございます。乗り上げが困難な状態にありますので、現在、PTAの皆様が交代で交通整理を行われております。大変危険な状態にあります。PTA、それから中学校、下坂下の区長会長からも、再三にわたりまして改善の嘆願書が提出されております。県でも検討を行っておりますけれども、1つには、段差を取ることで、中学校方面からの自転車が一旦停止をせずに交差点内の車道に出る危険性が高いということで、段差の撤去に踏み切ることができないような状況でございます。ただ、今年12月1日から施行されました道路交通法の改正によりまして、自転車等の軽車両等が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られるということにされております。また、交差点の工事開始までにはまだ期間がありますので、その間の安全対策につきまして、現在、県、それから町、中学校、PTA、それに警察を含めまして、一応、現地立ち会いを行い、どうしたら一番いいかというのを協議を行っている状況でございます。

建設課からは以上でございます。

○議長（本田眞二君） はい、それでは8番議員。

○8番議員（山口純子君） ありがとうございます。

1つずつちょっと整理していこうと思っております。

①は、町内における児童虐待の認知ですけど、やはり児童虐待することが一番難しいと思っておりますね。大切なことだと思いますけど、民生委員さん、民生児童委員さんをはじめ、行政において確実に把握しながら、やはり1人でも出ないようにお願いしますとともに、昔のように、やはり近所の方々の交流も少なくなっておりますね。昔はよその子も怒りちらかして、やはり本当に世話やくおばさんたちがいましたけど、なかなか今は仕事、仕事で追われて、そういう状態じゃないと思いますけど、やはり昔の近所付き合いをしながら、早めの把握ですね、早期発見、早期治療があると思いますけど、課長にお尋ねしますけど、11件はどんな、いろいろその虐待の種類があると思います、児童虐待とは蹴る、殴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせるなど、また性的虐待としては子どもへの性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、またネグレクト、家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど、たくさんあると思います。また、心理的虐待としては、言葉によるおどし、無視、兄弟間での差別、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうドメスティックバイオレンス、DVなどがありますけど、南関町の相談というのは、その個人情報とかありますけど、恐れがあるとさっきおっしゃいましたね。そういう、どんなちょっとした、内容はどういう相談内容でしたでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい。今、議員さんがおっしゃいましたように、子どもの虐待については、一応、明確化された4つの虐待について、明記をされております。身体的虐待、それから性的虐待、ネグレクト、それから心理的虐待と、この4つに大きく分かれておまして、その内容については、細々したケースが列記されているところですけども、一応、南関町におきましては、一番多いのがやはりネグレクトが4件、それから身体的虐待が1件、それから親の精神的ストレス、うつ、そういった形によりますケースとして1件、それから、やはり低所得者ということで、生活苦に関するもので2件等が一応、ケースとして上がっているところでございます。

また、身体的虐待、それからネグレクト等、いろんな相談につきましては、やはり保育所、それから民生委員さん、それと先ほど1歳、3歳児の健診、そういったときにやはり子どもさん等を見られて、ちょっと恐れがあるんじゃないかというようなことで、町のほうに相談があったところです。極端に虐待というような生命に

危険を及ぼす重いというか、軽い重いということで判断はなかなかできないところですが、そういった形で、早急に対応すれば、改善が見込めるというようなケースとなっております。

また、ネグレクトにつきましては、なかなか通園とかされているときに、洋服あたりがちょっと汚れている。それから身体的については、ちょっと腫れがある、アザがあるというような、そのへんについても一応、相談があった場合についてはですね、アザ等が自分で転んでできたのか、ちょっとした、親がしつけ等で何気なしに叩いたとか、そういった状況の把握に努めて、対応をいたしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） やはり早期発見、早期治療といただきましたけど、やはり近所の人たちからの通報でですね、今のように1人でも重傷とかじゃないけど、やはりその子たちは、小さい子どもたちは特に言わないからですね、やはり周りの目を、十分注意しながら、これからもいつてほしいと思います。

また、②になりますけど、認知された場合はですね、的確に被害の子どもたちを保護する必要があると思うんですね。それで、やはり児童相談の権限のともに、早急的な対応をとってほしいと思いますけど、やはり先ほどからずっと何回も言いますが、早期治療、3相談、南関のほうではあったとおっしゃいました。3相談があったと言われたようだけど。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） すみません。先ほどの3相談所です。一応、八代、熊本、政令都市になりましたので熊本市、それから中央児童相談所ということで有明管内という、そういうことで申し上げた数字でございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） はい。3カ所の相談所にですね、そういう、なければ一番いいでしょうけど、やはりその相談所もしっかりとですね、対応されていると思いますが、3番の、夜間休日ですけど、やはり夜間休日、1年間、365日いつ起きるか、虐待は分かりませんね。それで、体制を整えてほしいと思いますが、やはり日直の方、宿直の方の担当ですけど、そういう相談は、夜の、夜間相談とかはございましたでしょうかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 南関町においては、夜間の相談というのは現在、把握はしていないところでございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） それはいいことと思いますけど、やはり先ほどのパンフレットですね、この24年度に全家庭に配られていると思いますけど、やはりパンフレットとかですね、まあなんか広報とかにはこの虐待は社会全体で解決すべき問題です、虐待と思ったら即時この児童相談所全国共通ダイヤルのほうにね、するということもやはり皆さんが周知するように、やはり周知徹底をしてほしいと思います。

この4番、④のことですけど、住民登録のことですけど、このへんはなかなか難しいと思いますね、やはりこういったケースも考えられると思います。県や周辺町村の取り組みや情報を共有しながらですね、やはり全体で取り組んで、課長が先ほど言われたように、民生委員、民生児童委員、区长、行政とともに連携をとって対応していただきたいと思います。

内容とかは個人情報でなかなか出てこないと思いますけど、やはりそういうのを細々と注意しながらいってほしいと思います。

5番になりますけど、時間もそろそろ迫っておりますので、5番は後でしますけど、よろしいでしょうか。まだちょっと続くと思いますけど。

○議長（本田眞二君） それでは、質問の途中でありますが、1時まで昼食のため休憩とします。

-----○-----
休憩 午後0時00分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番議員の質問の途中でしたので、これを続行してください。8番議員。

○8番議員（山口純子君） ⑤からいきたいと思います。

虐待はですね、健診に来られない家庭が相当多い報道がありますけど、このことを考えますと、家庭は子育ての視点から、家庭訪問が本当に必要だと思っております。虐待を発見する機会にもなると思いますが、積極的にこれからも家庭訪問などをお願いしたいと思いますけど、課長が言われましたように、1名は風邪で来られなかったそうですけど、ちゃんと受けられましたですね。先ほどの答弁で。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 先ほど答弁いたしましたように、未受診者は1名ということで、受診はその後、日程調整等で受診をされています。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） これからも、そのように一人一人を大切にですね、受診さ

れない方はやはり家庭訪問をお願いしたいと思います。

⑥ですけど、先ほど教育長が答弁されましたように、学校においても虐待を把握することは可能だと思います。保護者の相談や児童生徒の相談がありますけど、プライバシーをまず確保しながらですね、容易にできる体制をお願いしておりますけど、南関中、この管内では問題が全くないわけではないということですけど、全くないわけではないという、あるのはあるんですかね。全くないわけではないとおっしゃいましたけど。今のところはないんですかね。という答弁だったと思います。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） はい。虐待の種類、先ほど議員のほうから例が挙げられましたようにですね、軽度の虐待、あるいは多岐にわたる虐待ということで、子どもに例えばご飯を食べさせないのも虐待ですからね。ネグレクトということで。そういったことで、かつてはそういう、朝ごはんが食べさせられないで学校に行くのもひもじいもんだから、昼頃出てきて給食が唯一のご馳走といった体験をした、議員も直接関わっていただきましたので、そういう家庭がありましたけれども、やっぱり今日も全くないわけではありません。そういう意味で、各学校は対応を迫ってですね、かつて朝ご飯を作ってやれないために通学合宿を町は始めました。そういういきさつもあってですね、やっぱり親子の絆というのは、家庭教育の一番ポイントになっているわけで、教育は学校でじゃなくて、家庭教育が第一歩というのが今の教育の大前提になっております。そういったことを教育委員会としてはですね、啓発しながら、今後も子育てはしっかりやっていただく、家庭から出発してもらうという視点を取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） そのように8年前ですかね、やはり食べれない、食べてこない子は私が食べにおいでといった事例もありますけど、本当に親さん、親御さんがいなかったり、やはりひもじい思いをする子どもたちは学力もつかないし、本当に大変な、教育長とともにやってまいりました。そのように、これからもですね、細かにやっていただきたいと思います。

それで、ちょっとまとめますけど、本当に全国児童相談所における児童虐待の相談対応件数では、平成2年度では1,101人の相談があったという統計が出ておりますけど、その後、毎年増え続けてですね、平成21年度には4万4,211件となって、平成22年度では5万6,384件と、1年間で1万2,000件の相談が増加しております。このように増加していますが、県内においてもですね、全国の傾向と同様に増加して、平成14年度は278件が、平成24年では649件

となっております。ということがこの厚生労働省社会福祉行政業務報告になっておりますけど、町内では今のところないということなので、私も安心しております。本当にこの児童虐待というのは目に見えないし、非常にかわいそうな子どもたちが今、世の中にたくさんおるということもお聞きしております、私も勉強しておりますけど、本当に目に見えて国のほうもやっておりますので、助かっております。

近年、社会状況、環境の急激な変化や、様々な家庭環境の要因と思われまして、そのように虐待も増えております。新聞、テレビ等でも、この前も新聞、熊日に載ってございましたけど、生後7カ月の3女を暴行し、死亡させたとして、愛知県ですけど、本当に、頭を骨折して、そして揺さぶってですね、子どもを。乳児揺さぶり症候群というものもありまして、泣かない子を頭を揺さぶって、安全に寝かせようとして、そういう虐待をされて、赤ちゃんなんかは見えませんか、家の中で虐待されるということは。やはり心の不安とか、育児ノイローゼとかなど、あると思います。それで、連日連夜、そういう報道、テレビ、新聞等となどであっていると思います。核家族、母子家庭の増加で、本当に子育てに悩んで、経済的な問題も重なり、思うような育児が取れないせいとっておりますけど、このことが全て児童虐待の原因ではないと思っておりますけど、安心して心豊かに子育てができるような環境を、私たちもとって行って、町内でも様々な取り組みをなされて、これからも全国的に事例はもとより、1件の児童虐待が出ないように、南関町総体で取り組んでいただきたいと思っております。

また、この県道大牟田・植木線の三つ角改良の件ですけど、先日、県のほうからも、とりあえず危ない部分の段差はなくされるということで私も連絡を受けましたけど、本当に子どもたちはですね、私が8年前より歩きながら、安全確認しながら訴えてまいりまして、本当にこのたびはこのような結果になって、私も大変うれしく思っております。

それで、南関町内の最も課題の1つでありました、現在、関東のバイパスが開通し、利便性、安全性が確保されて、地域住民も大変喜ばれております。このことでもわかりますように、上坂下三つ角も、地域住民が心待ちしておりますので、本当に重要地点だと思っております。

県道改良である県の主体性が問われることでもありますけど、小中学校をはじめとする住民の命を守る危険箇所の回避を、早急に再度再度、お願いいたします。

私も本当に、先ほど言われましたように、小学校の登校には毎日毎日登校して、地域の一員として、安心・安全をとして活動してまいりました。それで、学校は危険と本当に思っておりますね。先ほど言われましたように、PTAも住民の方の嘆願書もいろいろ出ましたけど、本当に私も事故がないように、工事中もですね、事

故が発生しないように注意をしながら、皆さんの取り組みを守っていきたいと思います。

これで、本当にお願ひばかりでしたけど、これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。

続いて、4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 4番議員の鶴地です。

私のほうからは、子どもを生み、育てやすい環境を整備するために、今まで取り組んできたことの検証と、今後の施策を問うということで質問をしたいと思います。

町長も勇退をされるということになりましてですね、特にこの検証という点では、詳しくお聞きしたいかなというふうに思っております。

それから、質問の要旨ですけれども、まちづくり推進課が必死になって人口増、また努力をされてきておりますが、それに対して、保育園のほうではですね、子どもを育てやすい環境というのはちょっとずれているのではないかなという気がしております。誕生祝金、医療費負担、給食費補助等、多様な補助政策を実施されてきたが、出生数、保育園児、小中学校生徒数と、補助額の推移はどうか。細かな数字を求めるものではなく、何パーセントほど伸びた、あるいは減少したといったことですね、傾向をわかりやすく説明してもらえればというふうに思っております。

それから、2番目として、子育て支援事業、一時預かり、放課後子ども教室、それから、子育て支援センターの事業実績の推移と、それから将来予測あたりについてもお尋ねしたいと思っております。

3番目として、子どもを生み育てる世代、特に20代、30代ですね。転入転出状況の推移、今後どのように予測しているのか、あわせて今、既婚率、未婚率が非常に増加しています。それから年齢が上昇しておりますので、そのへんのこともですね、南関町の状況あたりもお尋ねしたいというふうに思います。

4番目として、第一保育園がこどもの丘保育園に統合されて約9カ月になりますが、保育に不安発生はなかったか。待機児童の発生はなかったかということで質問の通告をしておましたが、12月14日の新聞に待機児童の記事が出ておりましたので、ちょっと変えてですね、原因と、それから解決策について質問をしたいと思います。

保育園、幼稚園児数の推移と、年齢別出生数の推移、将来予測はどうか。これは、補足としてですね、3、4、5年前の出生数と、現在の年齢別通園児を比較することで、通園率の推移、どういうふうに変化してきておるか。特に3歳未満児、このへんは共働きの増加等でですね、以前よりも通園率が上昇傾向にあるのではないか

というふうに思っております。

そして、小規模保育所の設置認可に対する取り組みについてお尋ねします。

そして、7番目として、非婚の子育て支援についての考えをお尋ねしたいと思います。

10月25日の新聞に、寡婦控除のみなし適用の記事が出ておりましたので、対象者が町内に存在するのかどうか、今から検討しておくべきではないかと。それから、新聞社からの調査に対して、どのように回答されているのかなと思いますので、こちらあたりについて質問をしたいと思います。

以後の質問につきましては、自席より質問させていただきます。

○議長（本田眞二君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました、4番、鶴地議員の、子どもの生み育てやすい環境を整備するために、取り組んできたことの検証と今後の施策についての質問に、お答えいたします。

南関町総合振興計画第4次基本構想、基本計画の将来像である、溢れる緑の中に暮らしやすさを備えた、ずっと住み続けたい町の実現のため、基本計画は、基づくり、人づくり、里づくりの3本柱として、平成23年度から、住んでよかったプロジェクト推進事業を本格的に開始し、現在、18事業を展開しているところでございます。

4番議員の質問にお答えします。主な事業としましては、妊婦歯科健康診査費助成金、チャイルドシート購入助成金、関所っ子誕生祝金、こども医療費助成金、保育料助成金、小中学校給食費補助金、学童保育事業などがあります。手前味噌になりますけれども、生み育てる環境がこれだけ整っている自治体は、近隣にはないと考えるところでございます。また、住んでよかったプロジェクト事業を開始して以来、パンフレットの作成や、ホームページに掲載したことから、九州内はもとより全国の自治体から多くの視察を受け入れるとともに、報告やラジオなどでPRを行い、本事業の周知にも努めているところでございます。

それぞれの事業の検証につきましては、単年度ごとに、担当課、係でも行われており、まちづくり推進プロジェクト会議にも報告を行っております。

本推進事業につきましては、最初の目標年度を平成27年度までの5年間と設定しており、検証の上の事業見直しや拡充などは、その時期になるかと思いますが、今後につきましては、次期町長への引き継ぎ事項として、方針については委ねたいと考えております。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせ

ていただきます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 鶴地議員がお尋ねの、①の誕生祝金、そのほかにございます、医療費負担、給食費補助等、多様な補助政策を実施されてから出生数、保育園児、小中学校の生徒数と補助額の推移はどうか、追加対策は考えているかということについての、誕生祝金について、まずお答えいたします。

誕生祝金につきましては、プロジェクト開始年度、平成23年度の出生数が88人、祝い金として1,690万円、昨年、平成24年度の出生数が70人、20%ほど減少いたしております。祝い金額として、1,202万円。それから、今年度は11月末現在の出生数で49人、3月末では母子手帳取得状況から、70人となる見込みでございます。これは、24年度と同人数ということで見込んでおります。祝い金額の予想も1,370万円を見込んでいるところです。

次に、3の、子どもを生み育てる世代の転入転出状況の推移について、お答えします。また、今後の予測につきましても、あわせてお答えしたいと思います。

転入転出についてですが、平成22年の当該年代、20代、30代の転入が、男女あわせて139人、転出が141人、平成23年が転入が141人、転出が143人、平成24年には、転入が139人、転出が155人、平成25年が11月末の集計でございますが、転入が131人、転出が148人となっております。ここ2年ほどは、転出数の伸び高くなっております。今後の予測としましては、同様の傾向が続くのではないかというふうに考えておるところです。

それからまた、既婚率、未婚率につきましては、国勢調査をデータとして調査をいたしました。平成12年の当該年代の男性の未婚率54%、女性が39%、平成17年が男性が57.6%、女性47.1%、平成22年が男性63%、女性51.4%となっており、ここ10年で男性は9ポイント、女性で12.4ポイントの上昇となっております。既婚率というお尋ねですが、国政調査では、有配偶率として算出をいたしております。平成12年の男性が43.3%、女性が55.6%、平成17年は男性が38.2%、女性が47.1%、平成22年は男性が33.5%、女性が41.6%となっております。ここ10年で男性が10.2ポイント、女性が14ポイントの低下となっているところです。

近年の傾向である晩婚化、非婚化が当町においても現れていることが伺えると考えております。将来予測につきましては、傾向は継続するかもしれませんが、国や自治体の子育て支援策等の充実によって、上昇率や低下率の改善は可能だと考えているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 鶴地議員の質問の中に、給食費の問題と、小中学校の生徒数の推移ということがありましたので、こちらへんをですね、概略をお答えしまして、分からないところはまた後でお願いします。

給食費はですね、平成22年度の9月から行いました。この年は7カ月間でしたけども、このとき小学生が511名おりました。それから中学生が308名。計の819名でございます。2,000円補助で、合計で1,145万6,600円の補助を出しております。それから、平成23年度です。小学生が493名、マイナスの18名でございます。中学生が275名、マイナスの33名でございます。合計の768名、マイナスの51名でございます。23年度は年間通して補助をしております。1,689万6,000円でございます。それから、平成24年度でございます。小学生、462名、マイナスの31名でございます。中学生、255名、マイナスの20人でございます。合計がマイナス51人でございます。計の717名でございます。このときの給食費の補助金が1,571万4,640円でございます。平成25年度、まず生徒数でございます。児童生徒数でございますけども、小学生が436名、マイナスの26名でございます。中学生255名、これは前年度と変わりません。ゼロでございます。合計の691名、前年と比べてマイナス26名でございます。4月から10月現在で828万4,000円が補助額でございます。

以上が、給食費と児童生徒数の推移でございます。

それと、②で放課後子ども教室のことについてでございますが、ただいま文科省のほうからですね、事業として始まった放課後子ども教室が二小、三小、四小、行っております。二小が月曜から水曜、行っております。三小が火曜、木曜。四小が月曜、木曜でございます。これはですね、二小、三小は帰りは集団下校をしております。四小のみ、南町民センターで人権学習をしておりますので、保護者がお迎えをするという形で、放課後子ども教室を実施しております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 4番議員の鶴地議員さんのご質問ですけれども、①につきましては、医療費の負担ということで、それから保育園児ということでのご質問でございますので、一応、数字的報告させていただきたいと思っております。

まず、こども医療費の助成でございます。こども医療費につきましては、一応、まちづくり関係で住んでよかったプロジェクトの前から、年齢の引き上げとか現物給付等の改正がありました関係で、一応21年度からということで数字をご報告させていただきたいと思っております。

まず、平成21年度でございます。助成額が1,189万7,193円。平成22年度です、平成22年度におきましては、9月1日から年齢が15歳まで引き上げられたということで、金額が1,902万8,901円ということで、やはり年齢が引き上がったということで、59.9%の増というところになっています。また、平成23年度につきましては、2,996万7,676円。22年度に対しまして57.5%の増ということでございます。また、24年度ですけれども、平成24年度につきましては大牟田、みやま、高田町の現物給付、それから、7月1日から薬剤の現物給付を開始したという経緯がございます。金額にいたしまして3,738万5,685円、前年度に対しまして24.8%の増という結果になっております。また、有資格者数ということで、人数的には410名が22年度で一応受給者証の発行をいたしておりましたけれども、平成24年度においては、その受給者証の発行が1,147名ということで、かなりの増になっているところでございます。また、今年度、25年度につきましては、一応、見込みということで、3,250万円程度を今の実績から割り出しております。これにつきましては、前年度に対して12.9%ぐらい減るのではないかというふうに見通しを立てております。

それから、②の子育て支援事業ですけれども、一応、一時預かりと、先ほど教育課のほうから放課後子ども教室ということでありましたけれども、一応、私のほうが放課後児童クラブというふうで思っておりましたので、一応、そちらのほうもご報告させていただくということでお願いしたいと思います。

まず、一時保育でございます。延べ人数ということでご理解をお願いしたいと思います。平成23年度です。これは半日の部分と1日と、一応、利用方法二通りでございますけれども、一応、半日、1日、合わせた形でご報告させていただきたいと思っております。平成23年度、616人。平成24年度、881人。前年に対して42%の増です。それから、平成25年度、これは今までの実績からしまして見込みでございます、998人。13%の増。それから、今後の将来予測ということで、平成26年度が1,090人、10%の増。それから、平成27年度につきましては1,100人、26年度と同等の利用があるということで見込んでいるところでございます。

それから、放課後児童クラブですけれども、平成23年度におきまして、登録者が20名、利用者数が延べですけれども207名。平成24年度が34名、延べ279名です。それから、平成25年度見込み、登録者数と利用者については、見込みですけれども29名、延べ283名ですね。

以上、若干の増加ということで、将来の見込みとしましては、やはり事業としての必要性は高いということで、利用についてはやはり就業機会が増えることになれ

ば、当然、利用は増えてくると思いますけれども、やはり子どもの減少も加味しますと、横ばいか、そのような形で推移してくるものと一応認識をいたしております。

それから、子育て支援センターの事業実績と予想ということですが、一応、平成23年につきましては直営で行ってまいりました。それから、24年からが委託ということで実施しております。そういった経緯がありますけれども、平成23年度につきましては、利用人数が延べ2,700名、平成24年度が3,945名、一応、前年に対して46%の増。それから、平成25年度の見込みですが、2,800名。前年に対して70.9%になります。それから、平成26年の見込みですが、2,660名、25年から比べますと95%。それから、平成27年につきましては、2,500名。前年から比べますと95%ということで、5%ぐらいの減ということで、一応、将来予測につきましては、委託初年度は今申し上げましたように、非常に利用が多かったんですけれども、2年目は減少という形になっております。この予想につきましては、やはり保育所、幼稚園、そういった入所施設を利用される方が多分このあと増えるというふうに見込んでおりますので、子どもの保育所の入所は増加すると思いますけれども、子育て支援センターの利用はそれにつれて横ばいか、若干減るのではなかろうかというふうに見込んでおります。

それから、④番の第一保育園の統合ということで、待機児童の発生はないかということをございますけれども、先ほど、新聞等で掲載されたということで、南関町の待機児童数ということで数が、新聞については10月1日現在の人数で11名という数字が載っていたかと思っております。載っております。その後、3名の方につきましては、保育士の確保ができたということで入所されておまして、12月1日現在、今現在の、どうしてもちょっと入所が難しいという方が、0歳児7名、それから1歳児1名の8名が一応待機児童という数字になっているところでございます。

それから、⑤の保育園、幼稚園の園児数の推移と年齢別出生数の推移、将来予測を問うということでのお尋ねですが、これにつきましては、特に3歳児未満さんということでございますので、平成23年度から平成27年度までの、それぞれの3歳児未満さんの児童総数と、入所児童数ということで割合を、ちょっと長くなりますけれども、述べさせていただきますと思います。

まず、平成23年度でございます。0歳児、1歳児、2歳児、3歳児という順番で数字を報告させていただきたいと思っております。児童数です。56人、77人、71人、58人。入所児童数が今申しました数字に対しまして、8名、37名、45名、44名。割合的には、0歳児からいきます。14.3%、1歳、48.1%、2歳、63.4%、3歳、75.9%。ちなみに、平成23年度の実績の合計ですが、388人の児童数に対して、入所児童が225名、58%、半数の方が入所という

こととなります。

平成24年度です。児童数です。87名、62名、77名、74名。この数に対して入所の児童数です。14名、33名、45名、53名。割合ですけれども、0歳児から、16.1%、53.2%、58.4%、71.6%。24年度の合計が、児童総数が425名に対して、入所が243名。割合的に、57.2%。

平成25年です。児童総数、68名、90名、63名、71名。それに対します入所児童数が、9名、49名、42名、53名。割合ですけれども、0歳児から、13.2%、54.4%、66.7%、74.7%。平成25年度の児童総数が、425名で、入所が253名。割合が59.5%。

また、26年度の見込みですけれども、児童総数、0歳児から、68名、70名、96名、65名。入所希望児童数ですけれども、20名、30名、60名、45名です。それぞれ0歳児から、割合ですけれども、29.4%、42.9%、62.5%、69.2%。平成26年度の方が、児童総数449名に対して、入所関係が265名。割合的には59%となっています。

ちなみに、この平成26年度までにつきましては、4月1日現在の数でご報告させていただきます。また、この26年度の分につきましては、一応、入所説明をいたしまして、11月の時点で入所希望者を取りまとめております。その数字ですけれども、児童総数については変わらないんですけれども、入所希望者の今現在、一応4月から入所を希望される方については、0歳児から、16名、1歳児が25名、2歳児が58名、3歳児が42名、4歳児が52名、5歳児が51名ということで、合計244名が4月1日から入所希望ということで、今、取りまとめをいたしております。

一応、この経緯を見まして、平成27年度について、こういった方向になるのかということで報告しますと、27年度については、児童数が、0歳児からいきますと、3歳児までになります、70名、68名、70名、96名。入所希望される児童数が20名、40名、55名、65名。割合的ですけれども、0歳児が28.6%、1歳児が58.9%、2歳児が78.6%、3歳児が67.7%。一応、27年度の児童数につきましては441名、そのうち入所を希望されるのが285名、割合的に64.6%。

今ご報告しました数字からいたしまして、このあとの、将来の予測を問うということでございますけれども、今まで3歳児未満の入所を希望される方については、9%から、0歳児については1割ぐらい。それから1、2、3につきまして40%から50%の後半というような推移でありましたけれども、近年、やはり子どもさんを預けられる年齢が非常に小さい子どもさんからということで、今数字を申し上

げました中でもお感じになったかと思えますけれども、0歳児、1歳児、2歳児、今までと比べて2倍、3倍というような推移でなっているところです。このため、保育所の入所児童というのは、今後増えてくると予想をいたしております。

また、平成27年度から、子ども子育て法が大きく変わるようになりまして、幼稚園、それから認定こども園、保育園というような形で、一応、保護者が自分の行きたい、選択する園に希望するというような形になって、逆に今までどうしても両親、仕事をしていなければ保育の入所要件からありましたけれども、それが仕事をしていなくても状況によって子どもさんを預けられるというような形で、今後ますます児童施設、入所関係の施設については利用が増加すると見込んでいるところでございます。

それから⑥の小規模保育所の設置認可に対する取り組みということでございますけれども、今年度、25年度に文化幼稚園さんを対象に待機児童解消加速プランという事業の中で、認可化可能性調査事業を実施をいたしております。その事業については、認可保育所や認定こども園の障害となっている事由を診断し、移行、認可に向けた計画を作成するとともに、認可までの助言指導を行うということで、一応、今もう委託をいたしております。3月末が契約期間ということで、できるだけ早い時期にその方向性を見いだす予定にしております。

また、この認可という以前に、やはり待機児童が今現在出ているということで、それに対応するための町の取り組みという形で、平成26年度におきまして、当初予算ということで今検討しているところですが、待機児童事業解消加速プランという事業が実施されております。その中で、認可外保育所に対して、保育園については運営費が負担金という形で助成をされていますけれども、文化には同じ子どもさんで、運営費に対する助成がないという、一つ財政的支援をする必要がありますので、そういった意味で、保育所の運営費の助成ということで、26年度に予定をしているところでございます。この財源につきましては、安心子ども基金を活用いたし、補助率が、県が4分の3です、町が4分の1の負担割合というところでございます。この分については、また、当初予算等で改めてご説明をさせていただきます。

続きまして、⑦の非婚の子育て支援についての考えを問うということでのご質問でございます。

一応、担当課といたしましては、非婚の子育て支援ということで限定はいたしておりません。また、新聞で内容的に4番議員さんがおっしゃっていましたが、南関町はどうかということですが、今現在、対象者についてはいないというところでございます。また、その新聞の中で、各自治体はどういうふう考えている

のかということで掲載がされていたと思います。その中で、南関町についてはですね、自治体名がなかったということで、一応、4番議員さんからご指摘もあったところですけども、一応、町としての考えは、扶養控除についてはですね、やはりみなしではなくて、ちゃんとした国の税制を改正して、ちゃんとした明記をしていただきたいというようなことを南関町としても要望はさせていただいたところです。

また、非婚の子育てということで、先ほど、特に考えていないということで答弁しましたけれども、非婚ということで、子どもさんを養育されているというのは、あくまでひとり親世帯という認識でいろんな事業を進めておるところです。ひとり親に対しましては、児童手当、それからひとり親に対する支援ということで児童扶養手当、それからひとり親の医療費助成というような、これまでの支援制度により実施しているということで、南関町が独自に支援をするという施策については、一応、担当課としては現在のところ考えていないということでございます。

一応、概略的に1番から7番まで、福祉課から答弁させていただきますのは、以上でございます。

○議長（本田眞二君） はい、再質問を開始してください。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） いっぺんにずっとあったので、どこからでしょうか悩みますね。

まず、転入転出のところで回答がありましたけれども、23年度かな、転入転出のそう差はなかったんですが、最近になってから転出のほうが多い傾向が見られます。これは、景気の状態からそういったものに左右されると思うんですが、まちづくり推進課が一生懸命になっていろんな補助を、施策を出しております。出しておる中で、出て行く人間が増えるというのはちょっと金を出しても人間が減るではもったいないなという気がしてなりません。

子育てしやすい環境、先ほどから出ております医療費の補助、給食費、それから保育補助ですね、そういったところがあるから南関町に転入してきたいという人が相当おったんじゃないかなと、実際それで増えたと思うんですけども、先ほどから問題になっております、保育園の待機児童ですね。こういったものがクチコミでよそに広がりますと、南関町に行っても将来が不安だから、転入はできないというふうになりはしないかと思うんですよね。

いろんな補助を確かに出しております。これはどれだけあっても金が足りなくなりますので、そのへんを補助金とかを見直してですね、やはりこれから先は、子育てあたりはもっと手厚くしていくべきではないかなと思いますけれども、一つの例としてですね、例えば、まず保育園のほうですが、民営化したら経費が少しでも節約できたらずね、それを単に経費が節約できたとかではなくてですよ、その節約

できた分の中から、例えば保育園の職員の研修費、保護者との懇談会の経費とかですね、そういった補助といったものもですね、保育士はいろんな勉強が必要ですし、経験が必要ですので、やる気を起こすことによって、保育の質を高めることができると思うんですけども、そのへんの補助についてはいかがですか。何か考えられませんでしたか。いろんな補助がありますけども、例えば今言いましたような、職員のですね、研修費の補助とか、いろんな保護者との懇談会とか、いろんなものがありますけれども、そういった補助に対してはないですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 職員の研修等に対する補助の考えはないのかというご質問だと思います。それにつきましては、当然、保育の指針というか、そういったものがちゃんとして明記をされています。そういった形で、やはり保育士という資格を持った職業で、プロでありますので、やはり大事な子どもさんを預かるという前提のもとに、やはりそこを運営する責任者のもとに職員のスキルアップを図るというのは前提だと思っております。そういう意味で、一応、園に対する職員の研修に対する補助という形は今のところ考えておりません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 和水町でですね、和水町保育士研修会というのがあります。題目は、「難病の子どもとその家族への夢を」という題目で、70名ほどの参加者を募って研修会を開かれたそうですが、毎年35万円、和水町はこういう研修のために補助を出されているというふうに聞きましたけれども、そのへんはどうですか。いつも比較することが大事だと私は日頃から言っていますけれども、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 和水町の職員さんに対して、研修ということで35万円が出ているというのは、ちょっと私も認識はしておらなかったところですけども、和水町で研修費の補助があるのは、固有名詞は出してはいけないところですけども、幼保一元化の保育所に対しての補助だと認識をさせていただいたんですけども、やはり和水の場合については、まだ公立と私立と二通りの保育所の運営がございいます。南関町におきましても、一保がまだ存続しているときには、統合の保育所に入園の準備に要する道具代とか、そういった補助は出していたということで、やはり運営自体が民間と直営ということで、そういった方法がなされているんじゃないかというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 物で、あるいは金額で補助をするよりもですね、職員の資

質を高めるような補助を考えていかねばというふうに思います。

これは小学校、それから保育園、公立、私立の分け隔なくですよ、一緒に講演会を、研修会をされたそうです。ですから、そういったことに対して、どちらにどれだけとか、そういう仕方は難しくなりますので、たぶん講師料の補助とか、そのときの経費とかのほうでですね、35万円の範囲内で補助をされたのかなと思いますけども、そのへんのことにはちょっと確認して、やはり常によその町と比較して、努力していただきたいというふうに思います。

それから、2番目のところの項目で、子育て支援事業の中で、支援センター事業で人数がなんか24年が3,945人、25年は、今年は11月までで1,313人でということで私は聞いたんですが、これで計算すると1,800人にしかならないと。残存の月数を掛ければですね、2,000人を切ったら補助対象というか、なくなるんじゃないですかね。そのへんはどういうふうにされておるか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おっしゃいますように、支援センターの運営形態で年間2,000人以上の利用があることという、そういった基準は確かにございます。その基準を下回ったから即補助金とかそういった基準額等がありますけれども、当年度になったからすぐに打ち切る、該当しないということではなくて、やはりそういった原因とか、そういったものをちゃんと把握したうえでの結果になってくるわけですが、一応、25年度については利用の人数が減ったということで答弁させていただいたんですが、やはりこの原因については、保育所の入所、子育て支援センターを延べ、利用しておられた方が、そのままというか、就業とかいろいろな事情により園に入園されて、今現在、保育所入所という形に移行したという経緯で、利用者についてはやはり横ばいか若干減るということで先ほどお話したとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 質問の番であります、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番議員の質問の番でしたので、これを続行してください。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 保育所はですね、児童心理学から健康面、食育、いろいろな面で大変だと思うんですよね。そういう中で、怖いのは伝染病とか感染症ですけども、隣に保健センターがありますよね。そちらとの交流とか、あるいは新聞にも

時々出ていますね、インフルエンザとかいろんな感染の普及状況といったような感じで。そういった情報交換とか交流というのはあっているんですか。必要だと思っ
てはいいんですけども、そのへんはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい。交流というのはあっております。また、その中では例えば1歳6カ月健診、3歳児健診等においては、対象者の方が保育園児さんもおられますので、一緒にそこの中の保健師さん、それから子育て支援センターに従事する保育士さん等が保健センターのほうに同席されて、そういった健診を受けていただいております。しかし、やはり今後においてはその交流の回数は当然増やしていくというふうには持っていけないと、今後、保育士さんとの交流はなかなか深まらないかというふうに認識をいたしております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） あそこは場所もすぐ近いですし、人数も多いわけですから、しっかり交流を深めて、こどもの丘だけじゃなくて、特に小学校低学年から幼稚園、文化幼稚園、そういったところともですね、やっぱりしっかり交流をとっていただいて、そして保育の質の向上を高めてもらいたいと思います。私が聞いたところでは、そういう交流が非常に少ないというふうに聞いたものだから、どうなのかというふうに思って聞いたんですけれども。

それから、先ほど、待機児童のことでふれましたので、第一保育園がこどもの丘保育園に統合されて約9カ月になりますが、ここで、保育に不安発生はなかったか、待機児童の発生はなかったかというふうなことを含めまして、先ほど、新聞の話をしました。

不思議なんですよね。なぜこどもの丘にあれだけ集中して増えたのか。この前いただいた表ではですね、こどもの丘の定員は最初は180人、25年度250人、今またさらに改装工事をやっていますよね。一方、ひまわり幼稚園のほうですけども、こちらのほうは人間が町内の子ども数がどんどん減っていますよね。この原因はなんですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ④についての、待機児童がなぜ出たのかというようなご質問ですけども、やはり一番の原因は、今まで家庭内保育でよかった家庭が、世帯が、こういう社会状況でございますので、就業される方が多くなった。それから、先ほど4番議員さんがおっしゃったように、住んでよかったプロジェクトということで、保育料の半額補助を23年度からやっております。その影響もかなりあるかと思っております。その影響で、逆に幼稚園からこどもの丘のほうに移った、それと保育

園は両親が働いておられない、それから就業されている場合でもお預けすることができる施設ということで、やはり保育料の半額助成があれば、両親とも就労しておれば保育園のほうが長時間お預かりされるということで、そういった影響もあるかと思えます。それと、もう一つは同じプロジェクトが定着してきたという認識を持っておりまして、その認識同様、やはり先ほど転入転出があまり変わらないというようなお話があったところですけども、やはり30代、40代、子どもさんを育てる年代というのはかなりの人口の流入があったと思っております。そういった形で、今まで保育園に対する認識、それから子育て支援の充実ということで、施設、受け皿のほうがやはり急激に必要なということで、今回の待機児童の発生につながっていると思っております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 保育料負担とかはですね、非常に大きな原因だったんだろうと思えます。絶対数は逆に減っているんですよね。全体の子どもの数は。そういう中で待機児童が出たと非常に問題であると思えます。23年から始めているわけですから、23、24と調査はできたわけですよね。調査をやったうえで予測を立てて待機児童が出ないという予測だったのが出たということでしょう。待機児童が出たら、20代、30代の方はですよ、新聞の表面だけしか見ないじゃないですか。南関町には11人の待機児童が出ると、こういうところには引越してきんなというふうになりますよ。それは怖いことだと思います。まちづくり推進課が一生懸命になってやってもですよ、待機児童が出たら、これはいけないなというふうになると思えます。

そこでですね、前のほうにちょっと戻りますけども、去年の9月の一般質問で取り上げております。保育園統合が平成25年度からの計画で進んでいるがということで質問をしたと思うんですけども、統合は慌てすぎて、計画設計時と状況が大きく変わっている。他園に回された場合の保育料負担に不平等の発生の恐れがないかとかですね、そういったことの質問に対しては、課長はですね、施設における最適基準の面積を確保しておれば、定員を25%増まで受け入れ可能となっているので、こどもの丘で十分受け入れが可能と思っているというふうに回答されています。1年ちょっとで不足が出ています。やっぱりですね、もう起こったこと、そのときにですね、調査できなかった、予想外だったということかもしれないけれども、やはり十分調査して、動向を見ることが大事だというふうに思います。そして、先ほどちょっと副町長とちょっと話をしたものですから、申し上げますけれども、去年の3月に保育園の説明会がありました。そのときに、本山副町長はですね、統合によるメリット、デメリットを聞かせてほしいという質問に対して、デメリットは

特にないものと考えるということで、保護者から、「保育士不足や増加する園児のことは考えていないのか」という質問がされています。そのときに、「整理すべきは整理し、保護者の不安をなくすように努めたい」というふうに答えておられます。しかし、現実はこのようにして待機児童が出ています。

この待機児童が出だしたのはいつからですか。一番最初、第1号、第2号、出てきますよね。新聞に載ったのが14日の新聞。14日の新聞にですね、待機児童の数がそれぞれ出ましたですね。そのことについては、ちょっと探しますので、どういふふうに思われておりますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 南関町で待機児童が出たのは、今年度からです。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） いつからですか。5月ですか、6月ですかということです。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ちょっとその月については把握は、ちょっと確認はしておりません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） あのですね、1,700人もの署名運動がありました。それだけ大きな問題ですよ。ですから、待機児童が出た、出そう、出た瞬間でもですね、やはり議会に対して報告、特に所管の委員会に対してはやっぱり報告して、どうしようとかですね、そういった検討も必要じゃないですか。

今、改装工事やっていますよね。あれなんかも、いつから、どの規模で、なっているんですか。

人数対応、どれだけの人数が対応できるか。職員数がどれだけ考えてなっているわけですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） どれだけの人数にどれだけ対応するかということも大事ですけれども、定員が250ということで認可というか、申請を出されております。そういった形で、施設における基準ということで、250人の定員を受け入れる、その規模に増設されるということで、2階部分を2クラス増設をされております。また、その部屋については、用途といたしましては限定はしていないと。しかし、人数がやはりこれが子どもさんの年齢によってスペースが変わってきますので、それに対応できるような体制ということで、今、増設をされているところでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 保育士はですね、一般的に給料が低いというようなことで、保育士の数、不足が今、盛んに叫ばれております。そのへんはこどもの丘は大丈夫ということですか。建物はすぐできます。しかし、保育士の補充はすぐにはなかなかうまくいかないと思うんですけども、そのへんのことはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） やはり、子どもさんをお預かりするというのは、施設の整備も大事なことでございますけれど、まず子どもさんを見守る保育士の確保は最重要でなければならぬところでございます。

待機児童の中で、0歳児が7名、1歳児が1名ということでお答えしましたけれども、保育士を確保するとするならば、保育士の基準がありまして、8名ですので、保育士についてはやはり3名から4名が最低限、確保という形になります。また、法人のほうに保育士の確保を日頃から常にお願いをしているところでございますけれども、やはり12月の段階で、その待機児童が出たということもありますけれども、年度の終わり方から後、保育士を任用するにしても12月からとすれば12、1、2、3、4カ月、短期間の中で一応勤務してくださいという、やっぱりそういった雇用体制を、やはり就労される方については、やはり長期的な就労が望んでおられる方が多いということで、4月からについては、今現在の待機児童が出ないような体制づくりをするということで、一応伺っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 待機児童の定義がどうも私は疑問を持っておるんですよ。例えば、この前の新聞では熊本市は514人の待機児童者と出ていますけども、4月はですね、200か300人だったと思いますよ。一気に514人に増えています。この定義はなんか変な定義じゃないかなと思うんですが。

待機児童、定義をちょっと教えてください。単に入れなくて待っているじゃなくて、そこに何かがあると思うんですけど。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 待機児童の定義という、定義は明確にされていないところですけども、この新聞によります待機児童というのは、一応、保育所に入所する要件を満たす中で、受け入れ体制がどうしてもできないということで、ご迷惑をかけるけれども、一応今は受け入れることができないというのが待機児童というふうに一応カウントしております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 14日の新聞にですね、熊本市の場合、入園を申し込んでも保護者が求職中などの理由で、待機児童に計上されていない子どもが約70

0人おり、依然、潜在的な保育需要も大きいことを示しているという記事が気になったんですよ。

事前にこの日にちも記事も載っておりますけれども、この最後のところです、これが非常に気になるから、待機児童の定義はなんですかとお尋ねをしておるところです。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今の南関町においてはですね、やはり仕事をされておられないということで、家庭内保育を希望される方については入所をご辞退していただくというような形ですけど、この求職中の理由で待機児童に計上されていないという人数がありますけれども、求職中ということは、当然、お仕事を探されているから子どもを預けて、その間に、時間で仕事を探すというようなことであると思います。そういった場合に、1カ月、保育園が空いている時間に全て求職活動をされるというのも、あまり考えられないんだけど、そういった形で求職、仕事を探すときに、子どもさんがどうしてもいろんな移動とかなんかで、どうしても十分に動けないというようなことがあれば、そういった場合に、どうしても緊急性とか、ぜひ必要な場合については、一時預かりという制度がございます。その一時預かりについては、保育所の園児を預かる時間、1日であれば、半日、1日、それからどうしても時間が延びるということであれば延長保育も含めた形で、そういった制度によって対処を南関町ではいたしております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 何かあまりピンとこないな、一番大前提にですね、認可保育所に入園を希望しているが入れないのがまず前提じゃなかですか。認可保育所に入れない、それが前提でしょう。認可外でもなんでも全部ひっくるめたところですか、待機児童というのは。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 4番議員さんが、新聞記事、25年の12月14日の熊日の新聞だと思います。その中で、認可保育所に入所を希望している県内の待機児童ということで、認可外については人数は含まれておりません。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） まあいいです。非常に最後のところが気になったということと、それから4月の待機児童数が、熊本市が12月14日の新聞では一気に514人になっていたから、この数字はなんなのかというところを思ったわけです。

それから、もう一つですね、保護者から見たら、幼稚園も保育園も、どこも一緒だと思うんですね。保育園は非常に、結局補助金に差があるから1つの園に集中し

てしまっているんじゃないかなと思うんですね。

保護者からの希望というか、やっぱり同じ子どもなんだから、全部同じような補助金の扱いにしてほしいという要望や希望がありますので、そのへんのこともですね、やはり非常に考慮していただきたいと思います。それでないですね、こどもの丘にやっぱり人数、多すぎると思います。参考までにですね、人間の習性ということですけども、集団のネットワークの大きさはですね、脳みその大きさに変わるそうですよ。人間は150人の集団。チンパンジーでは50、ゴリラでは30、猿では15匹。これ以上の限度になるとですね、まとめることができないそうです。こういったこともですね、やはり考えて定員というのをですね、やはりどんどんどんどん拡充しながら人間を増やすと、やはりストレスが溜まったり、おそらく保育士の方たちもですね、ちょっと大変じゃないかなと思います。ということは、どうするかといったら、小規模保育所の設置認可に対する取り組みというところにやはり回答があるのではないかなというふうに思います。

このへんのところをちょっと、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、もう1回ちょっと、このところを説明していただけますか。具体的に、どういうふうにして、27年度からですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ⑥の小規模保育所の関係でございますけれども、あくまで、一応これは26年度で予定をしているということで、まだ予算については議会の議員さん方には、まだお話もしていませんし、町の上層部についても、そういった予算査定というのはないところですけども、計画としてということでお話しますけれども、待機児童の解消ということで先ほど解消プランということで、安心子ども基金を活用した認可外の保育所に対して、運営費に係る補助を行うということでお話しました件で、一応、事業名といたしましては、平成26年度認可外保育施設運営支援事業（A型）ということで、事業に取り組みたいというふうに考えております。この中で、やはり認可をしている保育所の設置基準、それから職員配置を満たすという前提で、人数的には20人以上40人未満ということで、来年度が文化幼稚園さんに入所される予定を見込みで上げているんですけども、1歳から4歳児まで27人を対象に考えているところでございます。その分で、一応、施設の運営費ということで、国の基準がありますので、その年齢に応じた運営費に係る部分を一応補助しようというようなことで取り組みをいたしております。その分につきましては、県が4分の3、町が4分の1ということで、事業を実施したいと考えております。

また、別途に、認可の移行支援費ということで、施設改修が、今現在の園舎もか

なり年数が経っておりまして、改築の必要性が認められるということで、その改修費についても、限度額がございますけれども、一応そのへんについてはまた事業所と協議をして、どのくらいの金額がかかるのか、当然、上限額がありまして、4分の3が限度ということで、例えばならば1,000万円改修費にかかるとしましたならば、町のほうから750万円の補助ということで、その中で県から750万円の3分の2が県、それから町負担が3分の1、3分の2と3分の1ですね、3分の1。しかし、南関町が過疎指定地でございますので、この事業においては、過疎地域の場合は優遇措置ということで12分の1の負担ということで、一応財源内訳がなされております。

この事業につきまして、その2つの事業を担当課としては財政のほうに当然、トップにご相談して、ぜひ26年度は取り組みをしたいというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 上限額というのが発言がありましたけれども、上限額はいろいろ種類によって違うと思いますけど、何か参考になるのがあったら教えてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 上限額がありますのは、施設改修に関する上限額ということで、この事業では3,000万円が上限額というふうになっているところです。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） だいたい、分かりました。

子どもの数がですね、統計を見ておきますと、平成20年ぐらいからほぼ一定ぐらいですかね。この後、もしかしたら、この政策如何によっては、転入が減り、転出だけが増えてとなったらですよ、人数ががたん落ちますよね。落ちたときに、こどもの丘保育園、せっかく増築したけれどももったいなかったなというふうになりはしないかなという心配もあります。

ですから、やっぱり、こういったことをですね、実施していくのには、十分な事前の調査と、それから将来予測を見極めながらですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

保護者には、生活がかかっているわけですから、やっぱり1人でも、1日でも待機児童が出たら、やっぱり死活問題だと思いますので、今後十分注意していただいてですね、しっかり調査をして、権限は町長が決めますけれども、それに対して助言なりデータを示しているのを説明するのはですね、やはり課長の役目だと思います。そして、その課長が判断するために、いろんな情報を集めて提供するのが係長以下、職員だろうと思います。それが組織だと思います。そのへんのところをですね、し

っかり頑張っていたきたいというふうに思います。

最後です。非婚の子育て支援ということでは申しましたけども、これは収入に対しての寡婦控除ですね、そこから質問したところです。ですから、南関町に今、対象者がいないというようなことでは申しましたが、いつ、例えば仕事で外に出て行って帰ってくるかもしれないし、そういう人も今から先、出てくるかもしれませんので、このへんのところはやっぱり日頃から考えておくべきではないかなというふうに思いますけど。

ちょっと私の質問のほうがですね、寡婦控除、そのへんがあるから同じひとり親で保育料が異なるのは不平等ということで新聞に出ていたんですよ。そのへん、どうなんですか。これに対する考え方というのは。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 非婚の方の寡婦控除が今、認められていないということで申しましたが、やはり保育所入所の場合に、やはり入所申し込みをされて、所得についてはあくまで源泉とか確定申告、そういう中で保育料の判定をさせていただいております。そこで、なかなかひとり親の家庭の方ですね、死別ですか、離婚ですか、非婚ですかというような形、なかなか保育所入所においてはですね、やはり個人のプライバシーということで、立ち入りがなかなか難しゅうございます。しかし、保育所入所における保育料の認定、試算については先ほどお話しましたけれども、児童扶養手当というのがございます。この児童扶養手当というのが、子どもさんを養育されている方に支援ということで、生活資金の援助がなされる場所ではございますけれども、逆に、4番議員さんの非婚の子育て支援についての考えということで、やはり支援を必要とする方については、やはり平等になるのが一番よろしいんですけれども、やはり優先順位、低所得者の方にできるだけ優先的に支援をするというような取り組みにならざるを得ないところがございます。そうしますと、児童扶養手当を受給されている方については所得制限、500万円以上あれば全額支給停止とか、南関全体を考えておりますと、ひとり親における世帯の収入というのが、やはりどうしても支援が必要というような金額の方が多ございます。そのために、児童扶養手当を申請するときには、養育費をもらっているか。結局ひとり親になった、その経緯、死別か離婚か未婚かというような、戸籍等を全て準備して、揃えた段階で県のほうに申請をいたしまして、県のほうの審査を受けた段階で、この人についてはそういったいろんな所得等における調査をした段階で認定がされますので、逆に非婚、寡婦控除がどうするのかというようなお話でございまして、南関町の場合は、児童扶養手当を受給されている方については、未婚であろうと離婚であろうと死別であっても、ひとり親という形で、保育料については所得が、支援が必要と

いうことであれば保育料は免除という措置を取っておりますので、この寡婦控除に対してはやはり平等性をするためには、やはり町から希望を出しておりますけれども、やっぱり国のほうの税そのものを改正するような形で方策をとっていただきたいというふうなことで申し出をいたしましたけれども、保育料については、そういった児童扶養手当の受給をされている方は、もう無条件にそういった所得が、一応基準に沿った部分で住民税非課税とか、そういった形になりますと免除という形で対応させていただいております。

○議長（本田眞二君） 4番議員、残り4分です。

○4番議員（鶴地 仁君） とにかくですね、子育てしやすいように、そして差がないように、しっかり努めていただきたいと思います。

新聞にですね、18市町村、長洲町はありましたけど、この近辺にはなかったんですね。南関町も、和水も。ほかに法改正を求めた市町村というのがありましたけれども、この中に長洲町はあったけれども、この近辺になかったものですから、どうなっているのかなということで質問した次第です。

それでは、まとめというところですね、とにかくいろんなデータとか、いろいろ調べていただきまして、大変だったと思いますけれども、私が言いたかったのは、待機児童の発生をですね、絶対止めてほしいと。待機児童の発生は家庭にとってですね、死活問題です。転出を防ぎ、転入者を増やすためにもですね、まちづくり推進課とも一緒になってですね、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、4番議員の一般質問を終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） こんにちは。11番の酒見です。

皆様方もですね、非常に、十分お分かりだとは思いますが、政権交代以来、やがて1年になります。この間ですね、いろんな政策がころころと変わっておるようでございますけれども、特にですね、この農政、農業に関する政策が、場当たりの政策、猫の目農政と言われますようにですね、変わっておるところでございます。

この農政、政治が変わるということはですね、この市町村の私たちのこの現場には何の責任はございませんが、私たちもこのTPP関係等ですね、グローバル化になっておる農作物の輸入化、非常にこれにどう対応していったらいいのか。現場が一番に考えねばならないところでございましょう。

国のお偉いさんたちはですね、現場のことは何もわからなくて、机上の計算ばかりでですね、現場に指示しようとする、非常に混乱を起こしておるところでございます。

南関町ですね、経済課の担当者の方々もですね、非常に振り回されながら一生懸命この政策に対応しようとしておられる姿がですね、私たちもよく理解できます。

そういう中でですね、この私たちよりも、この行政の担当者の方々が、情報というのは一番早くお分かりであろうと思っております。そういうことからですね、今後どのようにこの政策が変貌していくのか、それにこの南関町の地域をどのように引っ張っていかうとされておられるのか、そのへんのところからお伺いをしていきたいと思っております。

2番目にですね、うから館の福祉バス、これはうから館のバスではございませんけれども、うから館専用のバスのように大体なっておるようでございますが、今度、うから館もですね、リニューアルされて指定管理者制度が取り入れられるわけでございますが、このバスの運用、運行についてはですね、指定管理者の方々が自分のところの営業実績に合わせた、思いに合わせたバスの運用、運行をされたが1番いいんじゃないかなと私は思います。

今まで決まったスケジュールの中でですね、バスを運用して運行しておられるわけですけども、第一校区、二校区、月、水、金。三校区、四校区については火、木、土というようにされておりますけれども、こういうことじゃなくてですね、指定管理者の方が自分で計画されて、より多くのお客さんを集客するというような方向に持っていったほうが、指定管理者の方々も利益が繋がることであろうし、そうすべきじゃないかなというふうに思います。

そのへんについてはですね、今度が一番いい時期ではなかろうかなと思うわけですが、そのへんのところを、担当課なり、執行部の方々はどのように考えられておられるのか、また、どのようにしていきたいというふうに思っておられるのかをお伺いいたしましてですね、あとの質問については、自席で行わせていただきます。

○議長（本田眞二君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました、11番、酒見議員の場あたりと変貌する農政への対応についての質問にお答えいたします。

最近の日本の農政につきましては、ご存じのようにTPP交渉参加をはじめとして、5年後の生産調整の廃止と、急速に変動しているところでございます。民主党が3年前に、農業者個別所得補償制度を導入し、目玉である米の所得補償金については生産数量に従って生産を行った販売農家に対して、10アールあたり1万5,000円を交付する政策が取られてきましたが、自民党に政権交代後は、名称を、経営所得安定対策に変え、平成26年度より農政の大転換期とも言うべき大幅な制度改正が進められているところでございます。

米の所得補償金につきましては、交付単価を半額の7,500円に抑え、5年後

に減反の事実廃止に伴い、この交付金も廃止する予定と言われております。政府としては、TPP交渉結果を見据えているのか、国際的に強い農業国となるため、農地を集積させ、担い手による大規模化を進めようとしているところでございます。

本町の基幹産業である農業、特に米については、良質米の生産地でもあります。政府が描いているような大規模化は、中山間地では厳しいものがございます。政府は、その中山間地などの農地保全のため、新たな日本型直接払い制度を導入することを決定していますが、どのような運用になるか、まだ不透明であります。

このような中で、本町の農業の将来を見ますと、全国同様、高齢化が進み、担い手の確保、育成が急務であります。そのためには、ほ場整備等の条件整備が必要であると思っております。

現在進めております中山間地域総合整備事業を完成させ、その後のほ場整備については、新たな施設設置される農地中間管理機構制度の中で推進し、作業の効率化やコスト削減を目指し、中山間地域にあった農地集積を行っていかねばならないと思っております。

次に、福祉バスの運用、また運行についての質問にお答えいたします。

福祉バスの運行につきましては、平成12年7月から、有限会社うから館に業務委託をしてスタートしたところでございます。その後、平成20年度、指定管理者による運営となったため、南関町福祉バス事業実施要項の全部を改正し、南関町巡回福祉バス管理運行実施要項を定め、現在に至っているところでございます。

ご指摘のように、うから館専用のバスとの印象が、新しい指定管理者で運営となることから、巡回バスとしての運行につきましては、今後、南関町における総合的な公共交通システムと合わせた見直しが必要ではないかと思っております。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 11番、酒見議員のご質問にお答えいたします。

まず、①のTPP関連ですが、交渉自体が外部に漏れないよう、極秘交渉となっておりまして、情報が入ってこない分、不安な部分が多いものとなっております。

今のところ、政府は農業分野においては、米などの重要5項目については守り抜くべき国益として、協議対象から除外する方針を堅持しております。現在の米の関税率は77.8%、野菜の多くは3%から10%程度となっております。現在のところ、野菜はそれほどの影響はないと思っておりますけれども、米については、非常に心配するところです。

先日の新聞報道では、交渉が難航しており、年内の妥結は難しいとのことで、今後も交渉について注視していかなければならないと思っております。

T P P以外にも、全国的に米の需要が減っておりまして、米価は下落傾向にありますので、これもまた、今後を心配しております。

このような中でございますけれども、南関米につきましては、高評価を得ておりますので、近隣の一般消費者に供給することはもちろんですけれども、飲食業などの実需者に対しても販路開拓を行っていかねばならないと思っております。

また、壁は高いと思っておりますけれども、できればグローバル化の視点から、攻めの農業として、東南アジアを中心とした輸出も視野に入れて、関係機関と検討していくべき時代になってきたのかなと思っております。

次に、②の、この町の農業にも明るい兆しを見いだす施策は考えていないかというご質問ですけれども、T P Pでの交渉結果や、5年後の実質減反廃止など、大幅な農政改革が断行予定でございますので、今のところ、明るさはなかなか見いだせないのが実情です。

今後の施策で、希望が見いだせそうなのが、農地集積関係で、肥猪地区におい進めております、地域営農農地集積計画があります。現在、29ヘクタールの農地を85名ほどで営農されておりますけれども、4年後の計画では、担い手農家6名でおよそ17ヘクタールを引き受ける計画で、59%弱の集積率となります。これは、熊本県のモデル地区として進めておりますけれども、南関町のモデル地区でもありますので、ほかのほ場整備箇所の将来設計にも必ず役に立つものだと思っております。

このほ場整備事業は、引き続き推進して、生産コストの削減や、農地集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図りたいと思っております。

米のほかにも、水田転作や、畑での万次郎かぼちゃの栽培や、黒大豆の加工品開発も引き続き推進していき、農家の所得が少しでも向上できるよう、努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） ほかに、補足はありますか。

なければ再質問の番ですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まだ答弁が残っておりますので、答弁を続行してください。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 11番の酒見議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

①ですけれども、確かに今までの経緯からしますと、福祉バスというのが、うから館のバスというイメージはまだ残っていることは事実であろうと思います。そういった意味もありますけれども、今度、新しい指定管理者が決定した暁には、その運行は別に考えるべきじゃないかというようなことでございます。

ご指摘のとおり、うから館の指定管理者が決定した暁で、運営が開始されましたならば、あくまで福祉バスというのは、指定管理者とは全く切り離したという形で、集客等については、やはり民間のノウハウを利用して、活用いたして、集客増を図るということで、そういったバス等がもし必要であるならば、指定管理者のほうで対応をしていただくということで、福祉バスについては、町の運営ということで、そのへんは確立をしてまいりたいと思います。

また、②の、バスの運用と運行を見直す良い時期ではないかと思うが、どうかということでございますけれども、あくまで趣旨というのは、公共交通機関に乏しい地域、交通機関の空白地帯を、どれだけ住民の方に利用していただくかという、その目的をまず第一といたしまして、その運営にあたりましては、やはり福祉バスも12年からですので、もう10年以上なりますので、やはりバスの更新、それから運用については人材、運転手の確保、それから巡回する時間等の検討、そういったものを含めまして、ご指摘があるように、やはりその目的を達成するために、見直しというのはちょうど良い機会でございますので、取り組むような認識はいたしております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） はい。ほかに補足はありますか。

なければ、再質問を開始してください。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） ありがとうございます。

農政のことからお伺いしたいと思います。

先ほど、町長からも答弁にありましたようにですね、それからまた、経済課長からもございました。この中山間地総合整備事業においてですね、23年度、24年度においてですね、南関西部のほうから約35町ほど整備ができました。今年度に少しばかりですね、パイプライン等が少し入っておりますけれども、大体23年、24年度においてですね、この中山間整備事業が、非常にありがたいことで、出来上がったと思います。

それからですね、25年、26年度、来年度にかけてですね、南関東部が約15

町と、施設が3箇所ほどでございますが、完成する予定でございます。

そういうところでですね、私たちのところも、この東部のほうでですね、約9町ほど整備にかかっております。先ほど課長のほうから紹介されましたようにですね、この人農地プラン、これは国と県とが一緒になってですね、違う補助金の策定をしながら、同じ時期に同じ方向でもってですね、この人農地プランを取り組んでおられます。そういうことにですね、いち早く私たちのところも整備ができるということをご前提としてですね、去年、23年度にこれは申請をしておいたところでございます。それがですね、非常に前政権から引き継いで、今政権に変わっておるところでございますが、内容がですね、またその同じ人農地プランの内容がですね、変わる可能性もございます。というのはですね、同じ農地、今からの時代に対応するためには、一人の耕作者がですね、農地を広く、今まで1町作りよったのを3倍ぐらい、3町から4町ぐらい作らにやでけん、作った人たちに対して、いろいろな助成金、国の助成、県の助成等があるわけですが、この農地集積型とですね、集落営農型とあるわけです。それで、その中身はですね、まだいろいろここで言ってもいいんですけども、いろいろございます。それで、その中身がですね、非常に変わりつつある。この農地集積型、今、私たちにですね、この南関町等に県から指導があっておるのは、農地集積型を指導されよるわけですね。しかし、それがですね、対象が5ヘクタール以上、5町ぐらい最低でも作らんとしゃがですね、いろんな補助金等も受けられないというところがございます。

それとですね、集落営農に持って、そして法人化をしてくれというようなことをですね、最近になってまた言われよります。なかなかですね、そのへんのところは非常に難しいところがございます。それで、先ほども申しましたようにですね、これは南関町の現場でどうこうする問題ではございませんので、非常に、これをどうなっておるか聞くのはですね、非常に難しいんですけども、せめて今後ですね、対策を取る、この農地集積型と集落型は別としてですね、差し当たり、来年度から、もうすぐ予定されておるのが、戸別所得補償の1万5,000円というのが半額になってですね、2018年度には減反政策とともに、これがなくなってしまうというようなことは、もうはっきりわかっております。それで、この2018年度以降、そこでですね、この農地集落型とか集積型とか関係してくるんですが、2018年度以降にですね、自分たちの農地は自分たちで守らにやいかんということはわかっておるんですけども、何町ぐらい、今までですね、1町未満の方たちばかりでですね、一つの集落ができ上がり、そして農地が守られてきたんですけども、これはですね、一人で4町も5町も作るということはですね、地域的にとてもじゃなかけど無理だと私は思っております。

そこです、しかし、5町以下であれば、国の、県あたりの補助金も受けられないというのが、今からどう変わってくるのかわかりませんが、今の時点ではですね、あまり特典はないというようなことではございますので、これをどうするか、私たちの地域にはですね、国が推し進めるような政策は当てはまらないというのがですね、事実なんです。これをどうするかということはですね、非常に難しいんですけれども、この町で考えなければいけない。そのへんのところですね、今後、執行部の方々のほうに、どういうふうにご検討されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私も、酒見議員さんと考えが一緒で、非常に国の推し進めている方向としては、農地の大区画化ですね、それで国際的に強い日本の農業を作るということで、今、進められているように感じております。

私たちの中山間地域というのは、そんなに広いほ場整備箇所はございませんので、今後どうすべき、どうしていくべきか、私は今のところ、解決策としてはまだ悩ましく思っており、なかなか先が見通せないところでございます。

国の事業は、先ほど、人農地プランの話もございましたけれども、この農地中間管理機構の中でですね、この人農地プランについても、またいろいろ変更が出てくるようでもございますし、その5ヘクタール以上の担い手とか、そこらへんの話もまだはっきりと私たちのほうには流れてきていないものですので、今後、国としてはですね、この農政改革の説明会を各県に1月から2月にかけて説明会を行う予定ということは聞いております。その後、また各県単位で市町村を集めてまた説明会があるのかなと思っておりますので、そこらへんの、どういった中身になってくるのか、そこらへんを十分見ながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 分かりました。

これはですね、冒頭申しましたようにですね、私たち農家もですね、この市町村の担当課も、一つは現場なんですよね、現場です。それで、非常に今、現場が混乱しておると、そして見通しがつかないというような現状であろうと思っております。

それで、今、課長が言われましたようにですね、国の指針をどういうふうにとまとめられるのかわかりませんが、その指針をですね、指針をもって、1月のいつごろか分かりませんが、これは都道府県におそらく指示が、計画が指示されると思います。そこで、都道府県からまた市町村の担当者に、その指針を伝えられるというふうになります。それでですね、その内容がどういうふうになるかわかりませんが、今から先の対策はですね、その内容によって考えなければならぬところ

でございますけれども、この先ほど申しました農地集積型と営農型というのはですね、これはおそらく変わらんのじゃなかろうかなと。集落営農型ですね、集落が一つになって法人化しろということと、意欲のある農家がですね、5町以上、普通の平坦地にあるならば、北海道なんかは20町、25町以上ぐらいになつとるとですが、この平坦地、中山間地を含めてですね、5町以上ぐらい作った人たちに対して、いろんな特典がありますよというような政策のようでございますが、これは恐らく、そういう大きなところは変わらんのじゃなかろうかというふうに思います。

それでですね、そこでですね、私たちのこの中山間地というのは、当てはまらない、先ほど申しましたようにですね、中山間総合整備事業で、約、南関町がですね、50町ほどのほ場整備をやっておるわけですが、この50町ほど、南関町が今50町ほどやって50%にまだ満たないようなほ場整備の率ですね。まだの残されたのが60%近くあるというようなところで、それで、ほ場整備してもですね、その国の対策に迫いついていけない。ますますほ場整備していないところはですね、本当にどうなるだろうかというふうに思います。

それでですね、そのへんのところを、残された部分、今から先、この中山間地総合整備事業のような政策がまた出てくるとは思いませんので、これはどういうふうになっていくのかですね、残された部分をどう活用するのか。荒れたまま、そのままいっちょくのかですね、非常に心配されるところです。

それでですね、これも将来のことではございますけれども、どういうふうに持っていこうかというような計画だけは、考えよらんとでけんと思いませんか。

先ほど、課長が言われましたようなですね、非常に南関町には美味しく良い米ができる、この米ならばみんな誰でも作りきる。これをですね、何とか一つ、市場の喜ばれるような、みんなが欲しがるといふような米に仕上げるといふようなことはできんかと思うわけです。

それと、ほかに野菜の何かをプラスする、あるいは黒大豆をプラスするとか、そういうようなことをですね、本格的に行政としても手助けを考えなければならない時期ではなかろうかなというふうに思います。本来ならですね、これは農業団体が考えるべきであろうと、JAを中心としたその団体が考えるべきであろうと思っておりますけれども、どうもこっちのほうもですね、あまりこれといった政策はないようでございますので、行政でですね、何とか一つ、これを進めていかんや、本当に、町長が言われますように、基幹産業である農業がダメになっていくのもですね、時間の問題のような気持ちもいたします。それで、ひとつどうかですね、将来のことを見て考えていただきますようお願いいたします。

私たちもですね、精いっぱいの協力をしながらいこうかと、私は思っております。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） はい。ありがとうございます。

現在、南関町の農家の高齢化率というのは75%、かなり高くなって、70歳以上の方もかなりまだ現役で頑張っていたいただいております。

やはり、基盤整備ですね、ほ場整備というのは、やはり今後は最低限、条件整備はしておかないと、担い手、また地域の元気のある方も、作りにくいところはやはり遠慮されるということですね、ある程度、平坦でまとまった土地があるところについては、農地中間管理機構でのほ場整備、これ若干、条件的なもの、厳しいところもございますけれども、そういうところで進めていければ、それでまずほ場整備は今後も引き続き、進めていきたいと考えております。

それから、米の販売あたりですけれども、これは個別ですけれども、ある程度、年間まとまった契約で、ある福祉施設にはちょっとお話して、取り引きは今始まったところなんです。

それから、先ほど言いましたけれども、米以外で万次郎かぼちゃ、話いたしましたけれども、これにつきましても、京都の青果市場と取り引きを、今年初めての取り引きを行ったところで、その青果市場には、今年は24トン程度出荷したんですけれども、100トン規模で出荷して欲しいということですので、これは引き続いて農家の皆さんにですね、空いた田んぼやら畑やらがあるならば、万次郎かぼちゃは作りやすいですので、こういうのを作付けしてはどうでしょうかということで、今進めておるところですけれども、いろんなアイデア等、あると思いますけれども、皆さん方と一緒にですね、今後いろんな方向で進めていきたいと思っておりますので、ご指導よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 本当に国の政策の、ころころ変わるのにですね、担当課はもろとも私たちも一緒になってですね、追いついていけないというのが現状であると思います。言われたようにですね、農家の高齢化は避けられなくてですね、現実には70歳以上というふうになっております。

そこでですね、それで、どんなにいい政策をしてもですね、もう気力、体力、もう衰えてから、その政策もいいことがあってもあまりやりたくないというような人が増えるとですね、ますますもってこの土地が荒れていきますので、これを何とか活用するためには、まだこの南関町のほ場整備率というのを上げていかななくてはならない。しかし、この中山間地総合整備事業というのはですね、ちょっと一部、私

たちのところを紹介しますと、約1億円ぐらいの工事費に対してですね、9,500万、9,500万円が国の補助ですね。この中には、県の補助も入っておりますけれども、95%、5%でよかとですよ。こういう事業は、また今からもあるでしょうか。どうですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） はい。先ほど言いました、農地中間管理機構ですね、この中で、国としては大区画化のほ場整備を計画しておりますけれども、中山間地においては、10ヘクタール以上を、この10ヘクタールも1箇所にも10ヘクタールじゃなくて、例えば中山間総合整備事業でここと、ここと、ここと、合わせて10町以上あったら、国が55、県が35だったでしょうか、農家負担が7.5%、そしてまたそれを集積率に、集約化によっては満額、集約化の割合が高くなったら、個人負担がゼロという場合もありますけれども、なかなかこれは本当にそのような運用になるのかどうかは、まだはっきりしたところは分かっておりません。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 農家の高齢化率、高齢化がですね、避けられない中で、どんなに100%補助でも、もうそれをする人がいないというようなところに行くかもしれないですね、今のままでいけば。

しかし、そこでですね、先ほど言ったような、何か一つ、農家の目玉、百姓してよかったなというようなことを、何か政策を打ち出して、いいようなことはなかりうこと思うわけですが、これはどこの地域もですね、市町村も取り組んでおりますので、非常に難しいとは思いますが、今言われたようなですね、万次郎かぼちゃ、あるいは南関のうまい米等をですね、一つ奨励してやっていけばというふうに思います。担当課としてもですね、非常に大変だとは思いますが、ひとつそのへんのところを、一つ、一から見直してですね、奨励をしていただくようお願いをします。

それからですね、これはまた違うとですが、今課長が、農地中間管理機構、これははっきり名称は決まっとつとですかね。まあよかです。そういうような今課長が言われましたように、今、この農地の管理機構というのが私たちの、もう高齢化になっておる地域の集落の用地を管理機構に寄せて、そして管理機構が意欲のある農家にまた引き渡してやるというような、仲介をするところでもんね。これは農業委員会のほうでは、もうそういうことはわかっておりますか。農業委員会のこの手続きを、事務的な手続きを経ていかんと、これはいかんとでしょう。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） まず、農地中間管理機構の名称ですけども、今のところ

まだ仮称でございます。

それから、農業委員会の件ですけれども、農業委員会についてはですね、この農地中間管理機構の中の機構集積支援事業というのがございまして、農地中間管理機構による担い手への農地集積集約化を推進するため、農地基本台帳の電子化、地図化、耕作放棄地所有者への意思確認等の支援ということで、農業委員会へ交付金を交付して、農業委員会でここらへんは取りまとめしてくださいという話も出ております。

今後、農地法の改正だとか、いろいろそこらへんの農業委員会関係は、改正すべきところは法改正されるものと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） これはですね、そういうようなことでもして、自分のところの、自分の農地、あるいは集落の農地を荒かさごつするためにはですね、そういうような中間機構、農地管理中間機構かなんか、そういうところをですね、利用しながら、これは売買するわけじゃなかでしょう、売買するわけじゃない。一応、そこに預けて、その預けられた農地をまた集積した農家に作ってもらうというようなことだろうと思いますたいね。一応、そういうことをちょこっと聞きましたけど、それをですね、各農家がその中間管理機構に交渉するということじゃなくて、町の農業委員会が取りまとめて中間機構に業務をですね、取りまとめる業務を農業委員会がするというところでですね、やってもらわんと、進まんと思いますたいね。そのへんのところはですね、よろしくお願いをしたいと思いますが、どうですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 土地については、議員おっしゃるとおり、リタイヤすると、ある程度まとまったところが全部、農地中間管理分、貸しますよということであれば、農地中間管理機構が借り上げて、ほ場整備が必要であればほ場整備をして、担い手に貸し出すという仕組みでございます。

すみません、もう一つは何だったですかね。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） その手続き、事務的手続きですたいね、それを一つ。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） すみません。事務手続き、業務の一部をですね、国の考えとしては市町村役場、あるいは農業委員会、またはJAに委託するという事になっておるみたいで、先月でしたか、県で途中経過の説明会があったんですけども、そのときには、おそらく役場か農業委員会あたりに委託金を出して、そちらでやってもらわにゃいかんだろうということで、いろんな業務がまた増える可能性がござ

います。その会議の中でも、幾ら市町村にきて、来年度予算の関係がありますもんですから、どうするんですかということで県のほうに質問もあっておりましたけれども、それはまだ中身は分かりませんということですので、一応そういう方向で国は考えておりますということしか、今のところ分かっておりません。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） そのへんのところは、国の指針がどうなるか分かりませんが、よろしくですね、非常に農家の高齢化になった農家の方々に、そのへんのところの事務手続きをしてくれというようなこと、これはもうできませんので、そういう関係官庁でですね、やっていただくならばというふうに思います。これは必ずですね、自分の土地はもう作れない、作れないけど荒らしたくはないという人たちがばかりだと思いますので、また集落の土地を荒れんように管理していかにかいのかんでですね、その土地を、ほ場整備していない土地をどうやって作るか、非常に問題があるとは思いますが、なるだけ荒れんように持っていかにかいのかんと思っております。よろしくをお願いします。

それからですね、もう一つ、来年度から取り組む、国の大体の指針が出ておりますが、日本型直接支払い、このことですかね。これが、今ですね、農地水環境保全向上対策というのがございます。それと、中山間地直接支払いというのが、二通りの国から出ている金、これは県も町も出しておるとですが、そういう施策がありますか。これが、よく似ておるわけですね。日本型直接支払いにはですね、農地維持支払いと、資源向上支払いというのが分けてあります。これはですね、今の農地水環境保全向上対策、この中でですね、共同部門と向上部門とあるわけですね。これとよく似ておるわけですね。それで、これが、この今されておる農地水向上対策の中で、そのまま動かれるのか、全く違う方向で動かれるのか、これは新聞報道だから何も分かりませんが、課長も同じだと思いますけれども、都道府県にがですね、農地維持支払いがですね、約3,000円、北海道は2,300円になっておりますが、資源向上支払いがですね、2,400円、これを合算するとですね、5,400円ぐらいになるわけですね。内容は今はちょっと違います。今、向上支払いはですね、今の農地水向上支払いというのは、私たちの地域の農道を何メートルぐらい農道舗装をしたい、それで、ありませんかというように言われているのに対して、手を上げたところに対してですね、補助金を出そうというような仕組みになっております。

それで、農地の共同部門というのは、その地域で共同で排水溝の清掃をしたり、農道の刈払いをしたり、農道の手入れをしたりというようなことに対して、その日当分を支払いますよというような内容なんですよ。

それですね、この内容がまたちょっと違うとですが、金額もちょっと違うようになってきますが、このへんのところをちょっと、分かっておるしこでよかですけん、教えてもらえんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 日本型直接支払い制度の中の共同活動による保全というご質問でございますけど、これ、議員おっしゃるとおり、農地維持支払いと資源向上支払いと二つに分かれておりまして、これは農地水向上活動の共同活動と同じものだとは思っております。農道の舗装とか、水路改修とか、向上活動分については今までどおり、残っておるものじゃなかろうかと思っております。共同活動分だけが、この二つの農地維持支払いと資源向上支払いに衣替えするのではなかろうかと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） そうなりますと、今の共同部門がこの二つに分かれるということですか。向上対策については、そのままの向上対策でいくわけですかね。課長の見解でよかですけん。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 向上活動は、そのままいくんだらうと、今の時点では思っております。それで、この共同活動が衣替えすると言いましたけれども、田んぼにおいては3,000円と2,400円で5,400円という基準額が出ておりますけれども、この中で、現行の農地水保全管理支払いを5年以上継続している地区については、この単価の75%を適用するというようになっておるみたいです。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） はい、分かりました。これはまだはっきりしたところは、来年度、14年度から取り組むということですので、実際、現場のほうに指導されるというのは2015年ぐらいになるでしょうね。今13年ですから、14年、来年、再来年ぐらいになりますかね。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 一応、国としては、来年度からは予算措置として実施して、27年度から法律に基づき実施するというので、実施自体は来年からされるんじゃないかならうかと思っておりますけれども。

すみません、確定ではないです。私の見解としては、そうじゃなかろうかと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 分かります。しかし、大体来年度あたりから計画して再

来年度ぐらいから実施すると、大抵のところの経緯がわかつとかと、私たちもですね、いろいろな計画がありますもので、ちょっとお聞きしました。

それからですね、一つ、中山間地直接支払いというのがありますね。これは農地水とは全く別な支払いになるわけですが、今、南関町でですね、これは60組織ぐらいあると思います。それで、この組織じゃなくて、内容、今、中山間地が緩傾斜部分と急傾斜部分と分かれておるとですが、これは内容的には全く変わらないようなことでしょうか。どうですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 中山間地域等直接支払い交付金につきましては、従来どおりということをお聞いております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） はい、分かりました。

先ほどから申しましたようにですね、私たちもわからん、原課もですね、まだはっきり分からんというような状況の中ですので、新しい情報が入りましたらひとつ、いち早く教えていただきたいというふうに思います。

非常にこの補助金の内容がころころ変わり、そして難しい取り組みに、非常に難しいところございますのでですね、早めに分かって対策を取らんとできんところもありますので、よろしく願いいたします。

これでですね、農業の部分につきましては終わりたいと思います。

それから、先程来、福祉バスのことをお伺いをいたしました。うから館が指定管理者制度に第三セクターからうから館が指定管理者制度に町が移行したときにですね、バスもこれはすぐ引き受けてやっておられるわけですがけれども、今度また新しく指定管理者制度に、全く変わってしまう、そこでですね、今までも指定管理者制度でですね、取り入れられてやってきたんですけれども、もうバスも先ほど12年になるというようなお話が課長からございました。それで、これをまだ今からも、この同じバスを使うということじゃなくて、このバスの運用を、運行をこのままにしていくのか。これはもう、今が一番いい時期では、見直すのには一番いい時期ではなかろうかなと思ってお尋ねをしたわけです。その内容につきましては、どういうふうに見直すのかと言われますと、それは指定管理者制度の指定管理者の人の思いもありましようと思います。それで、その思いどおりに動かして、集客を1人でも多くの人を集客して、利益につながるような運用の仕方をされるのがベストではなかろうかなと思うわけですね。

それと、町のほうもですね、バスを動かして、それなりの経費もかかっておる。今度また新しく更新も考えなければならない時期であろうしですね、そういうこと

じゃなくて、もうここで指定管理者の方にバスの運用、運行については、もう任せるといふようなことですね、私はそれがいいんじゃないかなとかなという思いでございます。

先ほど、課長のほうからですね、そういうふうには、もうできれば良い時期ではなかろうかと自分たちも思っておるといふような答弁でございましたので、あまりそれを深く掘って聞くつもりはございませんが、両方、いいようにしなくてはなりませんのでですね、指定管理者の方々も今までどおりではお客さんが寄らないという思いもありましょうし、町のほうもですね、今まで動かしているバスを町民の方々の本当にためになるようなバスの動かし方はないかというふうに考えたほうがいいのかどうかと、私は思います。そのへんのところを、もう1回お願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） はい。ただいまの11番議員さんのご指摘、ご要望ですけれども、当初、12年度から有限会社うから館ということで、三セクという形で、やはり利用の促進を図るといふことで、福祉バスを導入し、うから館を利用される方ということでスタートした経緯がございます。その後、平成20年、指定管理者制度で民間企業の方をお願いしたといふことで、その時点で、従来の福祉バス関係の要項も改訂をいたし、巡回福祉バスというふうな形で、今のルートあるいは時間等を検討して現在に至っております。

そういった中で、最初のお答えいたしましたように、どうしてもまだうから館のバスというイメージがぬぐい去ることができないところでございます。今度、4月1日から指定管理者での運営といふことで準備を進めさせていただいております。ですけども、あくまでうから館の指定管理者における福祉バスという考えは、一応担当課としては持っておりません。あくまでうから館はうから館、福祉バスは町が独自に運営をする交通公共機関の空白地帯をどのようにして公共施設を利用していただくかといふことで考えております。

また、この後もそういった考えで取り組みをいたしたいと思っております。しかし、その運行については、今、発着がうから館に最終的な発着場といふことで、便宜上させていただいているところですけども、指定管理者制度ができましたならば、あくまでそこははっきりした区別という形で、朝、地区を周りまして、最終的に11時過ぎぐらいにうから館、それから午後は、うから館が2時半ぐらいに出発して、4時前後ぐらいに役場のほうに帰るといふ、今、そのルートで運行しております。少なくとも、指定管理者制度になりましたならば、その発着場所を最終的に役場庁舎のほうで、その待機時間を考えるといふような、そういったはっきり住民の方に

うから館バスじゃないんだよ、これは町が独自で運営している公共交通機関のバスですよというような、やはり周知というか、そういった宣伝をする必要があるかと思しますので、時間的なもの等につきましても、11番議員さんがおっしゃるように、ちょうどそういったことをやはり真剣に考える時期ではなかろうかと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） このですね、前指定管理者の発足当時にですね、このバスについては、もうバスそのものも、もう指定管理者、うから館と一緒にやって、運行もそっちに任せたらどがんかという議論も最初はございました。それでですね、その時は、もうバスは町の福祉バスであって運行は町がする、そして月、水、金、火、木、土に分けてすればいいじゃないかというようなことになってですね、今のままになっておったわけですけども、町そのものが、そのバスを動かす、バスの経費もみんなする、バスに代わる経費を町が持つということよりも、指定管理者の営業される方が、実際はどういうふうにするというように、自分たちだけでローテーションを組んでされるのが、一番いいんじゃないかという思いからですね、そういうふうにしたわけでした。

今、課長もそういうふうを考えておるといことですので、これ以上、聞くつもりはございません。

それと、そうするとですね、今のバスは、それならどうするかということになります。それでですね、これはまちづくり課のほうでですね、買い物宅配サービスとか、タクシー料金助成事業とか、いろいろなこの乗り物に関する助成もございます。そういうことを勘案しながら、そういうほうにも回されないかということもですね、検討する余地があるのではなかろうかなというふうに思います。

それで、まちづくり課、課長にですね、こういうような内容を、今度、例えばうから館のバスを指定管理者の方がもう一企業で回すということになったときは、今のバスが空くことになりますので、これを町づくりのほうに利用されないかということも検討されるならどうかというふうに思いますが、そのへんのところはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 福祉バスにつきましてはですね、平成20年度に全て要項がですね、変わっております。南関町巡回福祉バス管理運行実施要項ということでですね、うから館のバスじゃありません。町が公共施設、町が管理する公共施設を運行するバスというふうに、基本的に平成20年度に変わっております。今後、その福祉バスをどのように運行していくかということについては、先ほど福祉課長か

らも話がありましたとおり、交通空白地帯の人たちの輸送手段として考えられないものかと。いろんな考え方、結論的には出ておりませんが、現在もそういうふうな使い方をしているし、ただ、現在は、月、水、金、地区によって1日交代というふうな状況の使い道ですので、これが果たして、現状、使い勝手があるのかという部分等を踏まえて、総合的に南関町の公共交通のあり方についてですね、福祉タクシーも踏まえて、福祉移送サービスもやっておりますので、諸々の公共交通のあり方について、今後、検討しなければならないというふうに考えているところです。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） そうですね。これはですね、今言われましたようにですね、22年度頃だったでしょう、そういうバスの運行については、使い道については、いろいろ問題があり議論したことがございます。そういう中でですね、今の運行が月、水、金、火、木、土になっておるわけですが、この状況を見ておりますとですね、それは総務関係の方々が1回見られたこともあるようですけれども、私たちのところに来るのは火、木、土ですが、どうもその利用状況というのがですね、ガラガラのございます。

それで、温泉ばかりの利用ではございませんのでですね、温泉専用バスのような感じでというのをここに表現しておるとですが、やっぱりうから館の集客用のバスというのは、その営業する方が計画をもってされたほうが一番ベストだろうと私は思いますので、福祉バスの、本来の福祉バスの動かし方をどうするのかということですね、また今から検討、返事はすると、お答えをもらうとか、そういうことは毛頭考えてはおりません。ただ、今からこれらについては検討する余地があるのではなかろうかなというふうに思っているところがございますので、お答えをもらうつもりはございません。本当の、本来の福祉バスの形にですね、戻していったらどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これをもってですね、私の質問は終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日18日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。

-----○-----

散会 午後4時02分